

業 務 委 託 契 約 書(案)

1 委託業務名 桂川中流流域下水道 南丹浄化センター運転管理業務委託

2 業務場所

- ・南丹浄化センター（南丹市八木町山室南里 18 番地ほか）
- ・八木嶋ポンプ場（南丹市八木町八木嶋町田）
- ・向河原ポンプ場（南丹市園部町小山東町向河原地内）
- ・その他 幹線流量計 3 箇所
マンホールポンプ 4 箇所
幹線管路施設（管渠・人孔） 3 幹線

3 契約期間 契約日から
平成 28 年 4 月 30 日まで
(業務期間及び業務開始準備期間、業務引継期間を含む)

4 業務期間 平成 26 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで

5 業務委託料 平成 26 年度
固定費：金[] 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[] 円)
変動費：流入水量 1m³当たりの単価 金[] 円 に流入水量を乗じた額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[] 円)

平成 27 年度
固定費：金[] 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[] 円)
変動費：流入水量 1m³当たりの単価 金[] 円 に流入水量を乗じた額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[] 円)

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託料に 105 分の 5 を乗じて得た額である。

流入予定水量は別紙 9 のとおり

6 契約保証金 金[] 円

上記の委託業務について、委託者京都府と受託者とは、次頁以下の業務委託契約条項に従って委託契約を締結し、信義に則り誠実にこれを履行するものとする。本契約成立の証として、本契約書 2 通を作成し、委託者及び受託者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日 (契約日)

委 託 者 京 都 府
 契約担当者 京都府流域下水道事務所
 所 長

受託者 代表構成員
住所
会社名
代表者

構 成 員
住 所
会 社 名
代 表 者

業務委託契約条項

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 業務の範囲	1
第2条 監督職員	1
第3条 総括責任者等	2
第4条 業務関係者に関する措置請求	2
第5条 契約期間及び業務期間	3
第6条 契約の保証	3
第7条 優先関係	4
第2章 業務準備等.....	4
第8条 施設機能の確認	4
第9条 許認可の取得等	5
第10条 業務実施計画書	5
第3章 運転管理.....	6
第11条 流入基準	6
第12条 流入水の処理	6
第13条 流入水質が流入基準を満たさない場合	7
第14条 流入水量が流入基準を上回った場合	7
第15条 流入水の水量、水質の変化の把握	8
第16条 その他の運転に関する条件	8
第17条 引継事項	8
第4章 保全管理.....	8
第18条 本件施設等の保全管理	8
第19条 突発的な修繕	9
第20条 施設等の改善請求	9
第21条 回復措置請求	9
第5章 環境計測、業務書類	10
第22条 本件施設の環境計測	10
第23条 委託者による放流水の監視、立入検査	11
第24条 業務書類等	11
第6章 委託者の義務.....	11
第25条 業務委託料の支払い	11
第26条 業務委託料の額	12
第7章 損害賠償.....	13
第27条 損害賠償	13
第28条 リスク分担	14
第8章 契約終了.....	14
第29条 業務期間満了	14
第30条 委託者による契約解除	15
第31条 談合等による契約解除	16
第32条 特定調達契約に係る契約の解除等	17
第33条 予算削減に係る契約解除	17
第34条 違約金	17
第35条 損害賠償の予定	18
第36条 受託者による契約解除	18
第38条 相殺予約	19
第9章 その他.....	19
第39条 表明及び保証	19

第 4 0 条	委託者による委託内容の変更	20
第 4 1 条	受託者による委託内容の変更	21
第 4 2 条	不可抗力	21
第 4 3 条	契約の変更	22
第 4 4 条	契約上の地位の譲渡等	22
第 4 5 条	再委託	22
第 4 6 条	履行遅滞による違約金	22
第 4 7 条	通知	22
第 4 8 条	秘密保持及び個人情報の保護	23
第 4 9 条	準拠法及び管轄裁判所	24
第 5 0 条	雑則	24

第1章 総 則

第1条 業務の範囲

- 1 京都府（以下「委託者」という。）は、[]（以下「受託者」という。）に対し、平成25年9月27日付け入札説明書等（入札説明書、要求水準書及び業務実施計画書作成要領と一体の資料であることを指し、以下「入札説明書等」という。）、受託者が応募の際に提出した平成25年 月 日付け技術提案書（以下「提案書」という。）並びに本契約に基づき、別紙1に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）において次項に定める運転管理業務等（以下「本件業務」という。）を委託する。また、受託者はこれを受託する。
- 2 受託者の業務範囲は、以下の各号に記載された業務（内容は別紙2記載のとおり）とする。
 - (1) 本件施設の運転管理。ただし、別紙4に定める放流水質契約基準、別紙13に定める汚泥及び環境計測等に関する基準を遵守するものとする。
 - (2) 本件施設の保全管理。ただし、別紙5に定める保全管理要求水準を遵守するものとする。
 - (3) 環境計測等、業務報告等、その他の管理業務。
- 3 受託者は、本契約書、入札説明書等及び提案書（以下、総称して「本契約書等」という。）に定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、材料品等を決定し、本件業務を行うことができる。

第2条 監督職員

- 1 委託者は、監督職員を置いた場合、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、本契約書等に基づく委託者の権限とされる事項の内、委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限も有する。
 - (1) 受託者に本件業務を遂行させるため、受託者又は受託者の総括責任者に対する指示
 - (2) 本契約書等の記載内容に関する受託者の確認申出又は質問等に対して、承諾、回答、又は受託者若しくは受託者の総括責任者との協議
 - (3) 業務の実施状況の監視及び調査
- 3 委託者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合は、それぞれの監督

職員の有する権限の内容を受託者に通知しなければならない。また、監督職員に本契約書に基づく委託者の権限の一部を委任した場合も同様とする。

- 4 第2項の規定に基づく受託者に対する監督職員の権限の行使は、書面により行うものとする。
- 5 委託者が監督職員を置いた場合、受託者が本契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等を委託者に対して行うときは、監督職員を経由するものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達した日とみなす。

第3条 総括責任者等

- 1 受託者は、本件業務の総括責任者、副総括責任者及び主任を選任し、委託者に届けなければならない。変更した場合も同様とする。

副総括責任者は総括責任者を補佐し、総括責任者が傷病、欠勤その他職務を遂行することができない場合、当該期間に限り臨時的な措置として、総括責任者と同一の権限と責任を有する。なお、受託者は、上記総括責任者を代行する場合の副総括責任者を選任し委託者に届けなければならない。変更した場合も同様とする。

主任は、総括責任者及び副総括責任者の職務を補佐する。

- 2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 本契約書等に定められた、本件業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、本件業務の管理及び従業員の指揮、監督を専任して行う。
 - (2) 業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第4条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約書等に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

第4条 業務関係者に関する措置請求

- 1 委託者又は監督職員は、総括責任者が本件業務の実施につき著しく不相当と認められると

きは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

- 2 委託者又は監督職員は、副総括責任者又は主任、その他受託者が業務を施行するために使用している従事者、再受託者等についても、前項を準用する。
- 3 受託者は、前2項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
- 5 委託者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない

第5条 契約期間及び業務期間

- 1 本件業務委託の契約期間は、契約日から平成28年4月30日（以下「契約満了日」という。）までとする。
- 2 本件業務委託の業務期間は、平成26年4月1日（以下「業務開始日」という。）0時00分から平成28年3月31日（以下「業務満了日」という。）24時00分までとする。
なお、委託者が受託者に支払う業務委託料は、業務期間内の本件業務を対象とする。
- 3 契約日から業務開始日の前日までを業務開始準備期間とする。業務満了日の翌日から契約満了日までを次なる受託者との業務引継期間とする。

第6条 契約の保証

- 1 受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 本契約による債務の不履行により生ずる損害賠償金の支払いを保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証
 - (3) 本契約の定めによる債務不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

- 2 前項に定める保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとみなす。また、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金納付を免除する。
- 4 業務委託料の増額変更があった場合は、保証金額又は保険金額が変更後の当該業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の増額を受託者に請求することができる。また、減額変更があった場合は、受託者は、委託者に対し保証金額の減額を請求することができる。

第7条 優先関係

本契約書及び入札説明書等の間、又は、本契約書及び提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。入札説明書等及び提案書の間で齟齬が生じた場合、入札説明書等を優先する。

第2章 業務準備等

第8条 施設機能の確認

- 1 委託者は、前受託者が作成した「要求水準書5.16.2」に定める施設機能状況報告書に基づき、本件施設の機能を確認し当該報告書を受託者に提示しなければならない。受託者は、本契約締結後速やかに、当該施設機能状況報告書の内容が別紙5に定める保全管理要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が当該施設機能状況報告書と一致していることを確認し、その結果を書面で委託者に報告しなければならない。
- 2 前項の定めに従い受託者が委託者に報告した後は、受託者は委託者に対して、当該施設機能状況報告書の内容が別紙5に定める保全管理要求水準を満たしていないこと及び本件施設の状況が一致していないことを主張することはできない。ただし、受託者が前項確認時に、本件施設の状況と当該施設機能状況報告書との不一致について、発見することが著しく困難であったことを受託者が証明した場合はこの限りではない。
- 3 第1項確認時に不一致が存在した場合、又は、前項ただし書の場合、委託者は、受託者と

協議し速やかに必要な処置を講じるものとする。

第 9 条 許認可の取得等

- 1 受託者は、法令上別紙 6 に定める資格が必要な業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受託者は、本件業務を遂行するため事務室等の使用が必要な場合、委託者の承認を受けるものとする。
- 3 前項のほか、受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

第 10 条 業務実施計画書

- 1 受託者は、自らの費用により、契約締結後速やかに、別紙 7 及び別紙 8 に定める業務実施計画書を作成し、業務開始日までに委託者に提出し、確認を受けるものとする。また、入札時に提出した提案書記載内容についても、業務実施計画書に盛り込むものとする。ただし、当該業務実施計画書が本件業務委託の主旨を踏まえていなかった場合、委託者は受託者に対し直ちにその是正を求めることができる。当該是正処置を行った業務実施計画書も、業務開始日までに委託者に提出し、確認を受けるものとする。
- 2 受託者は、当該業務実施計画書に基づき本件業務を実施するものとする。当該業務実施計画書に基づく本件業務が実施されていないおそれがあると委託者が判断した場合、委託者は受託者に直ちに説明を求めることができる。その結果、当該業務実施計画書に基づき本件業務が実施されていないと委託者が認定した場合、委託者は、受託者に直ちに是正処置を求めるものとする。
- 3 受託者は、提出した業務実施計画書を変更する場合は、変更の 7 日前までに変更理由及び変更内容等を書面に記載し、委託者の承諾を受けるものとする。
- 4 業務実施計画書に記載された提案書記載内容について、受託者が実施していない、又は達成できていないことを委託者が認定した場合は、別紙 14 及び別紙 11 に定める規定に従い、委託者は、受託者に対し業務委託料の減額等を請求することができる。

第3章 運転管理

第11条 流入基準

- 1 委託者は、下水道管理者として、流入水の水量及び水質が別紙9に示す流入基準を満たすよう努めるものとする。
- 2 委託者は、故意又は過失により、流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させ、これにより受託者に損害を生じさせた場合、受託者に対し損害賠償責任を負うものとする。ただし、本契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く。

第12条 流入水の処理

- 1 受託者は、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ及び放流水質法定基準に適合するよう流入水を処理し放流する義務を負うものとする。ただし、第13条第1項又は第14条第2項において、受託者の責任が問われない場合はこの限りではない。
- 2 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成できなかったとき、又は達成できないおそれがあると認められるときは、別紙10に定める規定に基づき、受託者は、速やかに改善計画書を委託者に提出し委託者の承諾を得るものとする。受託者は、承諾を得た改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成できなかったとき、委託者は、別紙10及び別紙11に定める規定に従い、受託者に対し業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行うことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、第13条第1項又は第14条第2項に定める場合等、放流水がやむを得ない事由により当該基準が達成できなかったと委託者が認めた場合に限り、前項に定める業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等の手続きを直ちに行うことはできないものとする。またこの場合、受託者は、委託者に対し、やむを得ない事由により発生した追加費用（受託者の故意又は過失により生じた費用を除く。）を請求することができる。

- 5 受託者は、別紙４に定める放流水質契約基準Ⅱに適合するよう流入水进行处理し放流する義務を負うものとする。
- 6 別紙４に定める放流水質契約基準Ⅱを達成できなかったとき、又は達成できないおそれがあると認められるときは、別紙１０に定める規定に基づき、受託者は、速やかに改善計画書を委託者に提出し委託者の承諾を得るものとする。受託者は、承諾を得た改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 7 別紙４に定める放流水質契約基準Ⅱを達成できなかったとき、委託者は、別紙１０及び別紙１１に定める規定に従い、受託者に対し業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行うことができる。

第１３条 流入水質が流入基準を満たさない場合

- 1 流入水の水質が、別紙９に示す流入基準に適合していなかった事実が証明された場合に限り、受託者が処理した放流水が、放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成されなかったとしても、直ちに受託者は当該責任を負わず、これを理由に業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行われないものとする。ただし、受託者が次項に違反した場合及び受託者に故意又は過失がある場合は除く。
- 2 前項の場合、受託者は、放流水が放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとする。なお、委託者に対し、これにより生じた追加費用を別紙１１（２）ウに従い請求することができる。

第１４条 流入水量が流入基準を上回った場合

- 1 流入水量が、別紙９に示す水量に関する流入基準を上回った場合、受託者は、別紙１２の規定に従い対応するものとする。
- 2 前項の場合、放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成できなかった場合においても、直ちに受託者は、当該責任を負わず、これを理由に業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行われないものとする。ただし、受託者が前項の対応方法に従わなかった場合及び受託者に故意又は過失がある場合は除く。

第 15 条 流入水の水量、水質の変化の把握

- 1 受託者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が別紙 9 に示す流入基準を逸脱している場合、速やかに委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、流入水量及び水質について、流入基準の未達を生じさせる可能性が高い事実若しくは根拠を覚知した場合、速やかに受託者に通知するものとする。

第 16 条 その他の運転に関する条件

- 1 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、別紙 13 に定めるところによる。
- 2 前項のほか、環境計測等の運転に係る条件は、別紙 13 に定めるところによる。
- 3 受託者が前 2 項の処理又は条件を満たしていなかった場合、第 12 条第 2 項、第 3 項、第 6 項及び第 7 項を準用する。

第 17 条 引継事項

- 1 受託者は、業務開始後速やかに、本件施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項であり、別紙 15 に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで本件施設に備えおくものとする。受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

第 4 章 保全管理

第 18 条 本件施設等の保全管理

受託者は、以下に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙 2 に記載された保守・点検業務（日常点検及び別紙 16 に示す定期点検）

(2) 第19条に規定する遵守すべき関連法令及び条例等に関わる修繕

(3) その他の本件施設の保全管理

第19条 突発的な修繕

- 1 本件施設において、要求水準書「5.7.1突発的な修繕」に関わる施設、設備及び機器等の更新又は修繕の必要が生じた場合、受託者は、更新又は修繕が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により委託者に対し報告するものとする。
- 2 前項の報告により、委託者は、受託者に対し、受託者の費用において施設、設備及び機器等の更新又は修繕を要求することができる。ただし、当該更新又は修繕は、その費用が金50万円を超えないものとし、その判断は受託者の見積を勘案して委託者が行うものとする。
- 3 受託者は、緊急の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の更新又は修繕を行うものとし、かかる修繕の費用の負担については委託者及び受託者との協議によるものとする。

第20条 施設等の改善請求

- 1 受託者は、本件業務を実施する上で、委託者の責めに帰すべき事由により本件施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、委託者に対しその改善請求を行うことができる。
- 2 受託者は、前項に定めた施設、設備及び機器等の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を提出しなければならない。
 - (1) 改善が必要な理由
 - (2) 必要な改善措置案
 - (3) 正常な管理を行ってきた記録（証拠の添付）
- 3 改善請求書の提出があった場合、委託者と受託者で協議し、委託者は必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

第21条 回復措置請求

- 1 第18条に定める保全管理がなされていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内

容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられたのち14日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。受託者は、承諾を得た改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に対し自らの負担により施設機能の回復に必要な措置を講じるよう請求することができる。（以下「回復措置請求」という。）
- 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、委託者に対し、前項の書面の交付を受けたのち14日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 4 委託者は、前項の書面を受領したのち14日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回しない旨の通知がなされた場合、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から14日以内に相手方に対して提出するものとする。

第5章 環境計測、業務書類

第22条 本件施設の環境計測

- 1 受託者は、放流水が別紙4に示す放流水質契約基準及び別紙9及び別紙13に示す各種基準を満たしているかを確認するため、業務実施計画書に従い別紙17に示す水質検査及びその他の環境計測を行う。計測の結果、別紙4に示す放流水質契約基準及び別紙13に示す各種基準のいずれかを満たしていない場合、受託者は別紙10に規定された措置を行うものとする。
- 2 受託者は、前項に定める水質検査及びその他の環境計測の結果並びに受託者が行った措置について、第24条の規定に従って項目ごとに委託者に報告する。

第 2 3 条 委託者による放流水の監視、立入検査

- 1 委託者は、随時、自らの費用で、委託者又は委託者が選任した第三者機関（検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をさし、以下、「機関」という。）に委託することにより、水質検査及びその他の環境計測を行うことができる。受託者は、これに協力するものとする。ただし、委託者は、受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。
- 2 委託者は、随時、自らの費用で、委託者又は機関に委託することにより、施設の機能について検査を行うことができ、受託者は、これに協力するものとする。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。
- 3 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の施設機能の検査又は受託者の業務遂行状況の監視を行うために、受託者に通知をした上で施設へ立ち入り、適宜受託者に説明を求めることができる。受託者は、これに協力するものとする。
- 4 本条第 1 項及び第 2 項に規定する検査の結果、要求水準未達等の事実が判明した場合、受託者は、委託者に対し当該検査費用を負担し、これにより生じた損害を賠償するものとする。

第 2 4 条 業務書類等

- 1 受託者は、委託業務の遂行に当たり、別紙 7 に示す業務書類を定められた期間内に提出しなければならない。
- 2 業務書類の様式は、委託者が別途指示するものとする。

第 6 章 委託者の義務

第 2 5 条 業務委託料の支払い

- 1 委託者は、前条に定める業務書類のうち、業務終了月の完了後提出される報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に（年度末の場合は直ちに）、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
- 4 受託者は、前項の通知を受けた後、対象月の流入水量や放流水質契約基準等の達成状況等をもとに、別紙11に従い各月の業務委託料（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む。）を算定する。その計算された業務委託料については、固定費に係る請求と変動費に係る請求のそれぞれの額を明示した書面により請求する。
- 5 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書類を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に業務委託料を支払うものとする。ただし、委託者の支払い手続き時において、受託者が本契約に違反している場合に限り、委託者は、業務委託料の支払いを留保することができる。
- 6 委託者は、前項の期間内に業務委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 7 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。
- 8 委託者が第1項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、委託者は、その超える日数に応じ第6項及び第7項の例により計算した金額を受託者に支払うものとする。

第26条 業務委託料の額

- 1 受託者が本契約に違反した場合、別紙11に従いこれらを減額することができる。
- 2 一定の物価の変動があった場合、委託者と受託者との協議により、別紙18に従い業務委託料等の見直しを行うことができる。

第 7 章 損害賠償

第 2 7 条 損害賠償

- 1 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は、委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第 1 2 条第 3 項及び第 7 項に定める場合（準用される場合も含む。）
 - (2) 第 2 3 条第 4 項に定める場合
 - (3) 第 2 9 条第 3 項に定める場合
 - (4) 前各号の他、受託者の本契約規定の違反その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、委託者は、受託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第 1 1 条第 2 項に定める場合
 - (2) 第 3 6 条第 2 項に定める場合
 - (3) 前各号の他、委託者の本契約規定の違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合
- 3 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は、受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責めに帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は、委託者に対して求償権を行使することができる。
- 5 委託者及び受託者は、別紙 1 9 に示す保険に加入するものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して別紙 4 に示す放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

第 28 条 リスク分担

委託者と受託者とのリスク分担については、別紙 3 に従って判定するものとする。

第 8 章 契約終了

第 29 条 業務期間満了

1 業務期間満了の場合、受託者は、以下の義務を負う。

- (1) 受託者は、新たに施設を運転する者（以下「次受託者」という。）に対し、本件施設が保全管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項等その他必要な図書を引き渡すものとする。
- (2) 受託者は、業務期間満了時において、委託者から貸与された備品・材料品類と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すものとする。
- (3) 受託者は、業務期間満了時において、自家発電設備用の燃料については、燃料タンク満タンにて委託者に引き渡すものとする。
- (4) 受託者は、次受託者から、引継事項等の説明及び技術指導（以下総称して「指導」という。）の要請があった場合は、次受託者に対し指導しなければならない。なお、技術指導に係る期間は、次受託者の契約日から最大で本契約の契約満了日を限度とする期間で、受託者と次受託者の間で協議するものとする。また、指導にかかる費用は実費とし、原則、次受託者の負担とするが、受託者と次受託者の間で協議した場合はこの限りではない。

2 委託者は、平成 28 年 2 月末までの委託者が決定した日に、委託者又は委託者が選任した機関により施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し回復措置請求を行うことができる。ただし、委託者は、施設機能の評価を実施した日から 14 日以内に請求するものとする。

3 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について保全管理要求水準違反が生じた場合、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、契約終了後 14 日以内に違反の内容を受託者に対して通知するものとする。

4 第2項による請求がなされた場合、第21条第3項から第5項の規定を準用する。

第30条 委託者による契約解除

1 受託者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対して書面の通知により契約を解除することができる。

- (1) 第12条第3項及び第7項に該当する場合。ただし、別紙10で定められた解除の条件を満たす場合に限る。
- (2) 第21条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、受託者による不服の申立てにより同条第3項から第5項に規定する手続きがなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。
- (3) 第39条第1項に違反した場合。
- (4) 前各号のほか受託者が本契約の規定に違反し、委託者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に、正当な理由なく違反が是正されなかった場合。
- (5) 本契約書等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与すると直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 第29条第1項の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、委託者又は委託者が選任した機関により施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し回復措置請求を行うことができる。

3 前項による請求がなされた場合、第21条第3項から第5項の規定を準用する。

第31条 談合等による契約解除

1 委託者は、受託者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令がなされ、同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 受託者に対し、独占禁止法第50条第1項の納付命令がなされ、同条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 受託者に対し、独占禁止法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定により原処分全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、独占禁止法第77条に規定する期間内に、この審決の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(5) 受託者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(6) 前4号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受託者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(7) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による規定する刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第32条 特定調達契約に係る契約の解除等

1 委託者は、業務が満了するまでの間は、第30条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

2 第30条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

3 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第33条 予算削減に係る契約解除

1 委託者は、翌年度以降の委託者の歳入歳出予算において、受託者に支払うべき業務委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第34条 違約金

1 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1を違約金として委託者の指定する期日までに委託者に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であって、この業務を完了させたときは、この限りでない。

(1) 第30条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

イ アの他、受託者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは

は弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 委託者の受託者に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

2 第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第35条 損害賠償の予定

- 1 受託者は、第31条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は委託者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第5号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他委託者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、受託者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を委託者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定による損害賠償金は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受託者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

第36条 受託者による契約解除

- 1 以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、受託者は、委託者に対して書面の通知により契約を解除することができる。
 - (1) 委託者が業務委託料の支払いを1箇月以上遅延した場合

- (2) 受託者の責めに帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合
- 2 前項により契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
- 3 第30条第2項及び第3項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

第37条 期限の利益の喪失

第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、受託者の委託者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受託者は、委託者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

第38条 相殺予約

この契約に基づき委託者が受託者に対し債務を負担する場合、委託者は、受託者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

第9章 その他

第39条 表明及び保証

- 1 受託者は、本契約日において、委託者に対し次の各号に掲げる事実を表明し保証する。
 - (1) 受託者による本件業務の遂行が受託者に適用される一切の法令に違反しないこと。
 - (2) 第30条第1項第5号及び第6号に規定する事由が生じていないこと。
 - (3) 公租公課を滞納していないこと。
 - (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
 - (5) 委託者から指名停止の処分を受けていないこと。
 - (6) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて

正確であること。

2 委託者は、本契約日において、受託者に対し次の各号に掲げる事実を表明し保証する。

(1) 委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。

(2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、委託者又は受託者は、相手方に対して直ちに通知するものとする。

第40条 委託者による委託内容の変更

1 委託者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により委託の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日（以下「変更日」という。）の3箇月前までに、変更案（業務委託料部分を含まない。以下この条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1箇月以内に、委託者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積（入札の際に添付した入札金額見積内訳書と同様の内容及び別紙11と同様の内容を含むものとする。）を提出するものとする。

3 委託者は、受託者に対し、前項の見積を受領してから1箇月以内に前項の見積を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は、変更日をもって、変更案及び業務委託料に関する見積に従って、変更されるものとする。

4 委託者が見積を承諾しない旨受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、委託者は、変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第29条及び第32条第3項を準用する。

5 第1項の期間は、公益上やむを得ない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受託者は、変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積を提出しなければならない。

第41条 受託者による委託内容の変更

- 1 受託者は、委託の内容の変更を希望する場合、委託者に対して、変更日の3箇月前までに変更案（業務委託料部分を含む。以下この条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受託者は、事前に変更案について委託者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領してから1箇月以内に変更案を承諾するかどうかを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は、変更日をもって、変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

第42条 不可抗力

- 1 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、その他通常予想を超えた自然的又は人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、別紙9に示す流入基準から著しく逸脱している場合を含む。以下、「不可抗力」という。）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合、又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとする。また、受託者は、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負う。これにより発生する費用は委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は過失によって費用が増加した場合は受託者の負担とする。
- 2 不可抗力により、本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意又は過失によって本件施設の損傷が拡大した場合、又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、委託者は、固定費相当分を支払うものとする。
- 4 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができるものとする。

5 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用は委託者の負担とする。

第43条 契約の変更

第40条から第42条に定めるほか、本契約は、両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

第44条 契約上の地位の譲渡等

受託者は、委託者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

第45条 再委託

- 1 受託者は、本件業務の全部又はその主たる部分を、第三者に再委託してはならない。
- 2 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得て、本件業務の一部を再委託することができる。委託者は、合理的理由がない限り承諾を拒絶してはならない。

第46条 履行遅滞による違約金

- 1 受託者は、その責めに帰すべき理由により第25条の指定期限までに業務を完了できないときは、指定期限の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第25条第4項に定める月額業務委託料に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第25条第7項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替える。
- 2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

第47条 通知

- 1 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及

び電子メールを含む。)により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に書面により届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受託者は、速やかに委託者に書面により届け出なければならない。

第48条 秘密保持及び個人情報の保護

- 1 委託者及び受託者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（業務実施計画書を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。
 - (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
 - (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
 - (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
 - (5) 委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
 - (6) 相手方が書面により承諾した場合。
 - (7) 本契約が第30条から第33条のいずれかにより解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務実施計画書を開示する場合。
- 2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。
- 3 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第49条 準拠法及び管轄裁判所

- 1 本契約は、日本国の法令に従って解釈されるものとする。
- 2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第50条 雑則

- 1 受託者は、本件業務の実施に当たり、別紙20に示す関連法令等を遵守する。
- 2 本契約の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる計量単位は、本契約書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

本契約書（案）別紙 目次	
別紙 1	対象施設
別紙 2	業務範囲
別紙 3	リスク分担表
別紙 4	放流水質契約基準
別紙 5	保全管理要求水準
別紙 6	有資格者に関する条件
別紙 7	業務書類の記載内容及び提出時期
別紙 8	業務実施計画
別紙 9	流入基準
別紙 1 0	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応
別紙 1 1	業務委託料の計算方法
別紙 1 2	流入基準未達の場合の対応方法
別紙 1 3	汚泥及び環境計測等に関する基準
別紙 1 4	提案書記載内容の未実施及び未達の場合の対応
別紙 1 5	引継事項
別紙 1 6	設備の定期点検・修繕予定書
別紙 1 7	本件施設の環境計測
別紙 1 8	業務委託量の見直し
別紙 1 9	保険
別紙 2 0	遵守すべき関連法令、条例等

別紙1 対象施設

施設の名称		施設の位置
南丹浄化センター		南丹市八木町山室南里18番地ほか
八木嶋ポンプ場		南丹市八木町八木嶋町田
向河原ポンプ場		南丹市園部町小山東町向河原
マンホール ポンプ	八-1-1	南丹市八木町八木鹿草
	八-1-2	南丹市八木町大藪小溝
	八-1-3	南丹市八木町大藪芋根
	八-1	南丹市八木町八木杉ノ前
幹線流量計	園-5-4	南丹市八木町室河原
	園-1	南丹市八木町八木嶋町田
	八木	南丹市八木町八木嶋町田

	施設の名称	施設の位置
幹線管路施設 (管渠・人孔) 計 9,860m	園部幹線 6,090 m	最上流：南丹市園部町本町 流入先：南丹浄化センター 集水市町：南丹市
	園部第2幹線 710 m	最上流点：南丹市園部町木崎町正尺 流入先：園部幹線（南丹市園部町小山東町溝辺） 集水市町：南丹市
	八木幹線 3,060 m	最上流点：南丹市八木町大字八木小字杉ノ前 流入先：八木嶋ポンプ場 集水市町：南丹市

なお、詳細は「要求水準書」に示すものとする。

別紙2 業務範囲

表2-1 本委託の業務範囲（受託者が実施する業務）

	業 務 名	主 な 内 容
1	運営管理業務	①各業務の実施計画等の策定 ②本水準書に定められた性能の担保 ③処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の機能保持 ④災害、事故等のリスク管理 ⑤就業者の労務、安全管理及び教育、訓練 ⑥委託者及び関係機関との連絡調整、協議等
2	運転操作業務	①処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の運転操作及び制御 ②処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の調整及び整備
3	監視業務	①処理場・ポンプ場等の運転状況の24時間監視及び記録 ②処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の巡視、巡回 ③管路施設の巡視点検及び記録
4	保守・点検業務	①処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の日常点検、定期点検 ②処理場・ポンプ場等の設備及び機器等の定期自主検査（委託者が行う法定検査は除く） ③処理場・ポンプ場等の設備及び機器の分解点検に伴う部品及び消耗品の交換 ④その他委託者が別途指示する保守点検業務
5	修繕業務	①突発的に発生する1件当たり50万円以下の小修繕
6	水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務	①適切な運転操作を行うための総合的な水質・汚泥管理 ②運転操作上必要となる定期的な水質試験及び汚泥性状試験等 ③異常時における水質試験及び汚泥性状試験等 ④試験結果の記録及び報告 ⑤毒物・劇物の適正管理及び試験廃液の適切な管理 ⑥その他委託者が別途指示する水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務
7	施設管理及び物品等調達業務	①業務遂行に必要な電力、燃料、薬品、油脂類及び消耗品等の調達及び管理 ②処理場・ポンプ場等の施設内及び場内の清掃、エレベーター等の建築付帯設備の保守管理並びに定期交換部品等の調達及び管理 ③処理場・ポンプ場等の施設及び設備の塗料、内外装品などの消耗品の調達（庁舎管理用品を含む）及び管理 ④物品の調達記録及び使用記録並びにその報告 ⑤処理場・ポンプ場等の施設（事務室を除く）の施錠及び解錠 ⑥その他委託者が別途指示する管理業務
8	その他業務	①下水処理過程で発生する廃棄物の搬出補助 ②処理場・ポンプ場等の施設及び場内から発生する廃棄物の搬出補助 ③日報、月報及び年報の作成及び整理 ④下水道設備台帳システムの保守管理 ⑤施設公開・施設見学等への協力

別紙3 リスク分担表

リスク分担表

段階	分類	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				受託者	委託者
共通	契約	契約締結リスク	委託者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
			受託者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの		○
			委託者の債務不履行によるもの		○
			受託者の業務放棄、破綻によるもの	○	
		計画変更リスク	委託者の帰責事由による場合を除き、委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	法令	法令等の変更リスク	事業実施計画書の不履行	○	
			事業実施計画書の不履行		○
	損害賠償	第三者賠償リスク	本委託に直接関係する法令等の変更		○
			本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更	○	
		第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故などにより第三者に与えた損害	○	
			受託者が本委託業務を遂行する上で生じた浸水、騒音・振動・悪臭等による損害	○	
		住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		○
			受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟	○	
		環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)	○	
		事故・災害	受託者の帰責事由による事故・災害等の発生(再受託者及び関係者以外による事故、施設の破損、場内の不法投棄等含む)	○	
	不可抗力		天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期		○
	物価・金利変動リスク		委託期間のインフレ・デフレ	○	○
運転・維持管理	性能	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増加		○
		下水の水質変動リスク	流入水に関する基準を逸脱した場合を除いた経費の増加	○	
		汚泥変動リスク	流入水に関する基準を逸脱した場合を除いた経費の増加	○	
		性能事項の達成	契約条件下での要求水準の未達成	○	
	機能	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	○	
			委託者の帰責事由により施設が損傷した場合		○
		設備更新	委託者が行う修繕・増改築に伴う設備能力未達 設備更新後の運転操作に関する責任	○	○
その他	管理	物品管理	運転管理に必要なユーティリティ・各種消耗品類等の調達・管理不備が発生した場合	○	
		庁内・場内管理	受託者に故意または過失がある場合を除き、不審者の侵入、盗難、不法投棄の管理責任		○
		緊急時の対応	緊急時の最低限の対応及び委託者への報告責任	○	
	その他	見学者案内	受託者に故意または過失がある場合を除き、施設の見学者に対する責任		○

・基本的に各事項につき○印の者が責任を負うが、委託者の責任は「施設の所有に関わる範囲」及び「自らの帰責事由」に限定されるものとする。

・上記の事項以外が顕在化した場合は、委託者及び受託者の協議によって分担する。

別紙 4 放流水質契約基準

(1) 法定基準

表 4-1 放流水質（法定基準）

(各回測定値が満足すべき基準)

項目	範囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	10以下
SS (mg/L)	40以下
T-N (mg/L)	15以下
T-P (mg/L)	2.7以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下
COD汚濁負荷量 (kg/日)	210.0以下
T-N汚濁負荷量 (kg/日)	157.5以下
T-P汚濁負荷量 (kg/日)	17.50以下

また、表4-1に示していない水質項目及び悪臭等に係る法定基準については、別紙 1 3 (2) 及び (3) に示す（測定は別紙 1 7 により行うものとする）。

(2) 契約基準

放流水質に関する契約基準については、以下の2つの基準を設定する。

【契約基準Ⅰ】

日常の施設運転において実施する水質試験である受託者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。）、法定検査及び契約書第23条第1項に述べる検査の各測定値が満足すべき契約基準（測定は別紙17により行うものとする）。

表 4-2 契約基準Ⅰ

（各回測定値が満足すべき基準）

項目	範囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	10以下
COD (mg/L)	15以下
SS (mg/L)	7以下
T-N (mg/L)	15以下
T-P (mg/L)	1.9以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	300以下

【契約基準Ⅱ】

上記の全水質試験の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）において満足すべき契約基準。

表 4-3 契約基準Ⅱ

（年平均値が満足すべき基準）

項目	範囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	7以下
COD (mg/L)	12以下
SS (mg/L)	6以下
T-N (mg/L)	11以下
T-P (mg/L)	1.2以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	30以下

ここで、加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	…
測定 ↓ 結果 A				測定 ↓ 結果 B			測定 ↓ 結果 C				測定 ↓ 結果 D		

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365 \text{ (又は366)}$$

なお、流入水が別紙 9 に示す流入基準を満足していない場合（やむを得ない場合により放流水質契約基準Ⅰの未達が生じた場合を含む）の各回の測定結果については、上記の年平均値の算定から除外するものとする。

また、測定は別紙 17 により行うものとする。

別紙5 保全管理要求水準

- ・ 保全管理の対象業務は、別紙2の業務範囲に示す。
- ・ 受託者は、本件施設の機能が劣化しないよう、また、予防保全的な視点による日常的な保守点検等を実施し、本件施設を正常な状態に維持しなければならない。
- ・ 業務期間満了時、全ての本件施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、第8条に定める施設機能状況報告書に比して、著しい損傷及び劣化がない状態とする。
- ・ 建築物や外構等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない状態とする。

別紙6 有資格者に関する条件

- (1) 下水道法第22条第2項に規定する有資格者
- (2) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
- (3) 玉掛技能講習終了者
- (4) ボイラー技士（二級）
- (5) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (6) 小型移動式クレーン運転技能者
- (7) 電気主任技術者（第3種）
- (8) 電気工事士（第一種）
- (9) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習終了者（第二種）
- (10) 溶接技能講習終了者（ガス又はアーク）
- (11) 特定化学物質等作業主任者
- (12) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (13) その他労働安全衛生関係等で必要な資格者

別紙 7 業務書類の記載内容及び提出時期

	図書の名称	書式	内容	提出時期
1	業務実施計画書		別紙 8 参照 以下の図書を合わせて綴じて提出すること 総括責任者選任届 副総括責任者選任届 主任選任届 資格者選任届 施設使用願 加入賠償責任保険契約書の写し 監視チェックリスト	契約締結後速やかに提出
2	維持管理日報		運転管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	毎日 (ミーティング時)
3	維持管理月報	水質試験汚泥性状試験記録 設備機器点検記録 機器修繕記録 機器故障記録 物品調達・入荷記録 その他必要な記録	運転管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	業務実施月終了後直ちに提出
4	月間業務計画書			業務開始後速やかに提出
5	月間業務報告書		委託者が指示する実施業務を除く	業務実施月終了後直ちに提出
6	使用状況報告書	毒物劇物等		
7	業務計画書		委託者が指示する実施業務毎	報告等が必要となったその都度
8	業務報告書		委託者が指示する実施業務毎	
9	物品調達計画書	薬品、A 重油等成分表 年間調達計画表	調達物品毎	
10	変更届			
11	報告書	故障報告		
12	改善要求書			
13	提案書			
14	協議書			
15	特記事項報告書			
16	改善提案書			
17	委託料請求書及び業務委託料内訳書	※「業務出来高届け」の名称変更(内容は従来の様式準拠(一部要修正))		業務委託料請求時
18	維持管理年報	月報に準じる	維持管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	業務期間中の各会計年度終了後直ちに提出
19	業務完了報告書	施設運転実績 業務実施状況写真 水処理、汚泥処理等の日報記載事項のまとめ 電力、薬品、燃料等使用量のまとめ 保守点検業務実施報告書 修繕業務実施報告書 故障修理実施報告書 物品管理業務報告書 施設機能状況報告書 京都府等の協議事項報告書 教育及び訓練の結果報告書 経営品質向上活動報告書 その他業務報告書		業務実施月終了後に直ちに提出するとともに、各会計年度終了後に 1 年間分をまとめて直ちに提出

別紙 8 業務実施計画

業務実施計画についての記載内容は下表のとおりとする。

編	章	節	項
組織 プロ ファイル 編	1 業務実施のための基本的な考え方	1.1 組織理念	
		1.2 組織理念の組織内共有方法	
		1.3 組織理念の達成を目指すための基本的な仕組み(体制と制度)	
	2 組織能力	2.1 保有資格等	
		2.2 受託実績	
		2.3 組織内役割	
		2.4 従業員	
		2.5 関係企業	
		2.6 協力企業	
		2.7 所有の備品・器具・工具・計測機器等	
		2.8 組織能力の自己分析	
	3 受託業務内容認識	3.1 受託業務範囲	
		3.2 受託業務対象施設・設備	
		3.3 受託業務目的とその達成に向けての目標	
	4 受託業務履行上の課題認識		
業務 履 行 編	5 業務基本方針と制度	5.1 受託業務履行方針	5.1.1 業務履行基本方針
			5.1.2 人的資源管理の目標と方針
			5.1.3 情報管理の目標と方針
		5.2 コミュニケーションマネジメント	5.2.1 組織内外コミュニケーション管理計画
			5.2.2 苦情発生時対応計画
			5.2.3 見学者対応計画
	6 運営体制	6.1 業務分担と実施体制	
		6.2 委託期間業務予定	
		6.3 1月間の標準勤務予定	
		6.4 1日の標準勤務予定	
	7 監視計画及び運転操作業務計画	7.1 機器監視業務実施計画	
		7.2 機器運転操作業務実施計画	
		7.3 管路巡視点検実施計画	
	8 水質管理及び水質試験業務計画	8.1 水質管理業務実施計画	
		8.2 水質試験業務実施計画	
	9 汚泥管理及び汚泥性状試験業務計画	9.1 汚泥管理業務実施計画	
		9.2 汚泥性状試験業務実施計画	
	10 沈砂及びし渣等の除去計画		
	11 保守・点検及び修繕業務計画	11.1 保守・点検業務実施計画	
		11.2 小修繕業務実施計画	
	12 施設管理業務計画	12.1 建築付帯設備管理業務実施計画	
		12.2 土木・建築躯体の目視点検・小修繕対応	
		12.3 整理整頓実施計画	
		12.4 施設清掃業務実施計画	
	13 場内・施設の保安業務計画		
	14 物品等調達業務計画		
	15 産業廃棄物処分業務計画	15.1 廃液処分計画	
		15.2 その他産業廃棄物(廃液除く)処分計画	
	16 再委託	16.1 再委託対象業務	
		16.2 再委託計画	
	17 危機管理業務計画	17.1 リスクマネジメント	17.1.1 危険要因(ハザード)認識
			17.1.2 リスクアセスメント
			17.1.3 リスクコントロール計画
			17.1.4 リスクコミュニケーション計画
		17.2 クライシスマネジメント	17.2.1 クライシスアセスメント
			17.2.2 クライシス対応計画
			17.2.3 事業継続計画の経験
			17.2.4 事業継続計画(BCP)
	18 地域生活環境対策実施計画		
	19 省エネ対策実施計画		
	20 温室効果ガス排出量削減対策実施計画		
	21 コスト縮減実施計画		
	22 施設腐食対策実施計画		
	23 機器・設備設置及び改良実施計画		
	24 その他自主提案実施計画		
業務 資 源 履 行 関 係 編	25 人的資源管理業務計画	25.1 安全衛生管理業務計画	
		25.2 労務管理業務計画	
		25.3 教育・訓練計画	
	26 情報管理業務計画	26.1 データ管理計画	26.1.1 業務書類作成計画
		26.2 情報共有管理計画	26.1.2 設備台帳保守管理計画

別紙9 流入基準

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表 9-1 流入基準（流入水の水量）

流入水量基準（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）		備 考
年 度	日 最 大	
H26	10,500	
H27	10,500	

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

表 9-2 流入基準（流入水の水質）

項 目	範 囲
p H	5.8以上8.6以下
BOD（ mg/L ）	250以下
COD（ mg/L ）	160以下
SS（ mg/L ）	250以下
T-N（ mg/L ）	44以下
T-P（ mg/L ）	6.0以下

上表に記載のない水質項目については、下水道法第12条の2の範囲内とする。

(3) 流入予測水量

運営期間中の流入予測水量は、以下のとおりである。

表 9-3 流入水の予測水量

年 度	年間総流入水量 （ $\text{m}^3/\text{年}$ ）	備 考
H26	2,140,000	
H27	2,195,000	

別紙 1 0 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

放流水の水質が、別紙 4 に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

(1) 契約基準 I 又は法定基準の未達の場合

第 1 段階：未達の確認、報告・通知及び追加の環境計測

- ・ 受託者は、環境計測により、各回の放流水質測定値が放流水質契約基準 I または放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに委託者に報告し、追加の環境計測を実施する。
- ・ 委託者は、法定検査、第 2 3 条第 1 項の検査等により放流水質が放流水質契約基準 I または放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに受託者に報告し、受託者は、追加の環境計測を実施する。
- ・ 第 1 2 条第 2 項に定める各回の放流水質測定値が放流水質契約基準 I または放流水質法定基準を満たさないおそれがある場合についても、本紙の手続きを準用するものとする。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 放流水質契約基準 I 未達の場合には、受託者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- ・ 放流水質法定基準未達の場合には、委託者の指導及び監督に従い、受託者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- ・ 流入水が流入基準を満たさない場合は、委託者にて改善に努める。
- ・ 受託者は、追加の環境計測において改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準 I 及び放流水質法定基準を満たすまで改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明及び改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、流入水が水量に関する流入基準または当該項目に係る水質に関する流入基準を満たさない場合及びやむを得ない事由による場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用を委託者に請求することができる。

第 3 段階：業務委託料の減額

- ・ 流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、第 1 2 条第 3 項及び別紙 1 1

に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

第4段階：契約解除、違約金

- ・ 流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、放流水質基準Ⅰまたは放流水質法定基準を満足できない状態が、合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、または改善計画書が速やかに提出されない場合並びに改善計画書どおりに業務を行われなかった場合、委託者は、第12条第3項及び第30条に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

(2) 契約基準Ⅱの未達の場合

第1段階：未達の確認・報告

- ・ 受託者は、各年度の放流水質平均値について放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じのおそれがあると認められる場合は、速やかに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合または生じのおそれがあると認められる場合には、受託者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要時間等を示す改善計画書を作成し、委託者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ・ 受託者は、必要に応じ追加の環境計測を行い改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準Ⅱを満たすまで改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

第3段階：業務委託料の減額

- ・ 放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合は、第12条第7項及び別紙11に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

第4段階：契約解除、違約金

- ・ 改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに本件業務が行われなかった場合、委託者は、第12条第7項及び第30条に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

別紙 1 1 業務委託料の計算方法

(1) 運転管理業務に係る業務委託料の考え方

ア 委託者が受託者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{業務委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費原単位}) \times (\text{流入水量 (実績値)})$$

ただし、いずれも「取引に係る消費税及び地方消費税額」を含む

ここで固定費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減にかかわらず変動しない費用をいい、変動費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

運営期間中の固定費の合計額と変動費原単位の内訳は、表に示すとおりとする。毎事業年度における変動費は、毎事業年度の流入水量の実績値に応じて算出する。

		固定費 (千円)	変動費 (千円)	※ 1
				変動費原単位 (円/m3)
運転操作費			—	—
保守点検・分析・保守管理・修繕費			—	—
薬品及び 消耗品費	水処理用及び汚泥処理用薬 品費	—		
	消耗品費		—	—
燃料費・ガス料金・上水道料・通信費			—	—
電力料金				

※ 1：別紙 9 の運営期間中の流入予測水量が流入するとした場合の変動費

イ 業務委託料は月払いとする。その際、毎月払う費用については、以下の支払い方とする。

当該月の固定費は、契約書記載の当該月の会計年度の固定費を12で除した額（減額措置がある場合はこの限りではない）、当該月の変動費は、流入水量（実績値）に契約書記載の当該月が属する会計年度の流入水量 1m^3 当たりの単価を乗じた額とする。

ウ 修繕業務に係る業務委託料についても月払いとし、受託者の修繕業務に係る年間業務委託料を12で除した相当額を、運転管理業務に係る業務委託料と同時に支払うこととする。

エ 別紙 16 に示す保守・点検業務に係る業務委託料についても月払いとし、受託者の保守・点検業務に係る年間業務委託料を 12 で除した相当額を、運転管理業務に係る業務委託料と同時に支払うこととする。

(2) 運転管理業務に係る業務委託料の減額及び追加費用について

放流水質、脱水ケーキ含水率、脱水ケーキ生成率及び悪臭物質等、全ての要求水準を満たしている場合は、固定費＋変動費の全額を支払うが、そのいずれかの水準を満たしていない場合、前項(1)で計算される業務委託料を、下記に示すとおり減額する。

ア 減額の算定方法

下記の①～④について個別に算定し、その合計額を減額する。

ただし、水質に関する基準（放流水質法定基準、水質契約基準Ⅰ、水質契約基準Ⅱ）が未達の場合については、①と②のどちらか大きい額と③の合計額を減額する。

① 別紙 4 の表 4-1 に示す放流水質法定基準未達又は別紙 13 (2) 表中 3 の悪臭物質法定基準未達の場合、以下のとおり減額する。

ただし、減額の上限は、当該月の委託費のうち固定費分の金額とする。

業務委託料の減額＝当該年業務委託料のうち固定費分の金額×X×（α/当該年の全日数）

ここで、X：法定基準補正率 3.0

α（日）：法定基準未達の日数

ただし、検査の結果が判明するのが検査実施日（検体採取日）から時間がかかる項目については、「イ 法定基準未達の日数（α）の算定方法」のとおりに α を算定する。

なお、同一日において水質法定基準及び悪臭物質法定基準の双方を満たしていない日については、日数計算において、2 日と数えるものとする。

② 水質契約基準Ⅰ未達で水質法定基準を満たしている場合、又は汚泥契約基準Ⅰ（含水率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

業務委託料の減額＝当該年の業務委託料のうち固定費分の金額×Y×（β/当該年の全日数）

ここで、Y：契約基準Ⅰ補正率 0.5

β（日）：契約基準Ⅰ未達の日数

ただし、検査の結果が判明するのが検査実施日（検体採取日）から時間がかかる項目について

では、「ロ 契約基準Ⅰ未達の日数（ β ）の算定方法」のとおり β を算定する。

なお、同一日において水質契約基準Ⅰ及び汚泥契約基準Ⅰ（含水率基準）の双方を満たしていない日については、日数計算において、2日と数えるものとする。

- ③ 別紙4の表4-3に示す水質契約基準Ⅱ未達の場合、または別紙13の表13-2に示す汚泥契約基準Ⅱ（脱水ケーキ含水率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

委託費の減額＝当該年度の年間委託費のうち固定費分の金額×2%

なお、当該減額は、当該年度の最終月の支払額と相殺し精算する。

- ④ 別紙13の表13-2に示す汚泥契約基準Ⅱ（脱水ケーキ生成率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

脱水ケーキ生成率基準未達の場合の委託費の減額は、脱水ケーキ超過重量相当分について算出する。

・脱水ケーキ処分費増加分

＝脱水ケーキ超過重量相当分(t/年)*×脱水ケーキ処分単価(円/t)

※ 脱水ケーキ超過重量相当分(t/年)＝脱水ケーキ生成量実績(t/年)

－ 脱水ケーキ生成率基準(t/千m³)×年間流入水量(千m³/年)

【脱水ケーキの処分単価の設定方法】

脱水ケーキの処分単価は、処分費契約単価と運搬費契約単価を、処分先毎の処分実績割合で按分する。

脱水ケーキの処分先が2箇所（A、B）の場合、脱水ケーキの処分単価は以下のとおりとする。

脱水ケーキ処分単価＝処分費契約単価A×A処分量割合＋処分費契約単価B×B処分量割合
＋運搬費契約単価A×A運搬量割合＋運搬費契約単価B×B運搬量割合

イ 法定基準未達の日数（ α ）の算定方法

【ケース1】

定期測定の実験の結果、別紙4に示す法定基準の未達が発明した日（下例では13日）に追加検査を行った結果が別紙4及び別紙13に示す法定基準を満足した場合は、 $\alpha＝1$ 日とする。

ウ 契約基準Ⅰ未達の日数（ β ）の算定方法

【ケース１】

定期測定 of 検査の結果、別紙４に示す契約基準Ⅰの未達が判明した日（下例では13日）に追加検査を行った結果が別紙４及び別紙１３に示す契約基準Ⅰを満足した場合は、 $\beta = 1$ 日とする。

1日	2日	...	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
前回 測定日																	
契約基 準Ⅰを 満足																	
				水質 測定日					検査結果 判明 契約基準Ⅰ 未達 ↓ 追加 検査					結果判明 契約基準Ⅰ を満足 ↓ 追加検査 終了			
				要求水 準未達 の日数 $\alpha =$ 1日						追加 検査	追加 検査	追加 検査	追加 検査				
				×	○	○	○	○	○								

【ケース２】

定期測定 of 検査の結果、別紙４及び別紙１３に示す契約基準Ⅰの未達が判明し（下例では13日）、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、別紙４及び別紙１３に示す契約基準Ⅰを満足しなかった場合は、当初の定期測定日（下例では8日）から別紙４及び別紙１３に示す契約基準Ⅰの未達が発生した最終日（下例では14日）までの全日数を契約基準Ⅰ未達の日数 β とする。（下例では、 β は8日から14日までの7日となる）

オ 上記以外の法定基準を超過した場合の費用負担

別紙 1 3 (2) 表中 1 「放流水の水質」及び表中 2 「脱水ケーキに係る法定基準」に示す放流水の水質又は脱水ケーキの環境計測等に係る法定基準未達の場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用、第三者からの損害賠償等、当該基準未達により生じた費用について負担するものとする。ただし、やむを得ない事態による場合を除く。

(3) 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の減額について

提案書記載内容が実施されていないまたは達成されていない場合、別紙 1 4 に定める手続きを経て、下記に示すとおり業務委託料の減額を行う。

なお、同一項目に対しての減額は、契約期間中 1 回限りとする。

減額の算定方法

減額対象となった提案書記載内容について、業務委託料から技術評価点換算額を減額する。

減額の算定は以下の式による。

$$C' = \{ 1 - (10000 + \beta) / (10000 + \alpha) \} \times C$$

C : 契約金額

C' : 減額

α : 加算点

β : 加算点－減額対象点

別紙 1 2 流入基準未達の場合の対応方法

別紙 9 に定める基準以上の流入水量が流入した場合であっても、対象施設において対応可能な範囲内で受託者が適切な措置をとって対応する。

- ・ 受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、流入渠水位、ポンプ井水位の監視を行うものとする。
- ・ なお、上記の措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

別紙 1 3 汚泥及び環境計測等に関する基準

受託者は、汚泥及び環境計測等の基準に適合させて、汚泥の処理及び運転する義務を負うものとする。

なお、下記に規定する契約基準Ⅰ及び契約基準Ⅱについて、当該基準を達成できなかった場合、別紙 1 1 (2) アにより業務委託料の減額を行うものとする。

(1) 契約基準

脱水ケーキに関する契約基準については、以下の 2 つの基準を設定する。

【契約基準Ⅰ】

日常の施設運転において実施する脱水ケーキの含水率に関する各回の測定結果において満足すべき契約基準。含水率は別紙 1 7 により測定すること。

表 13-1 契約基準Ⅰ

(各回測定値が満足すべき基準)

	項目	範囲
脱水ケーキ	含水率	85.0%以下

【契約基準Ⅱ】

脱水ケーキの含水率に関する全測定結果の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）及び各年度の脱水ケーキ生成率において満足すべき契約基準。ここで、脱水ケーキ生成率とは、年間脱水ケーキ処理量（t/年）/年間流入水量（千m³/年）を言う。

表 13-2 契約基準Ⅱ

(年平均値が満足すべき基準)

	項目	範囲
脱水ケーキ	含水率	83.0%以下
	生成率	0.845t/千m ³ 以下

なお、年平均値（加重平均値）を算定する際の各測定日の間隔については、別紙 4 に述べる放流水質に関する契約基準Ⅱの手法を準用する。

(2) 環境計測等に係る法定基準

別紙4の表4-1に示す放流水質法定基準以外の環境計測に関する法定基準については、以下の基準とする。

	項目	基準値
1	放流水の水質	・下水道法第8条「放流水の水質の基準」 ・水質汚濁防止法第3条「排水基準」 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例第2条「排水基準」 ・水質汚濁防止法第4条の5及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3「総量規制基準」 ・悪臭防止法第4条第1項第3号「排出水中の許容限度」 ・悪臭防止法第4条に基づく京都府告示「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」 ・京都府環境を守り育てる条例第33条「汚水に係る規制基準」
2	脱水ケーキ	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3「産業廃棄物の収集・運搬、処分等の基準」 ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める環境省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1「基準値」 ・肥料取締法の一部を改正する法律附則第2条に規定する普通肥料に該当する肥料を定める省令に定める肥料の公定規格（平成12年農林水産省告示第97号）「汚泥発酵肥料の基準値」
3	敷地境界及び脱臭設備の排出口における悪臭物質	・悪臭防止法第4条第1項第1号「大気中の許容限度」及び第2号「排出口の許容限度」 ・悪臭防止法第4条に基づく京都府告示「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」

(3) その他目標とすべき基準

騒音、振動、悪臭、粉じん、排出ガス等に関する要求水準は法律及び条例に定められた数値とするが、別途目標とすべき基準が存在する場合はこれを遵守するものとする。

原子力災害対策特別措置法等により、場外へ搬出または放流する物質等が放射線量計測対象となった場合は、対応について委託者と受託者の協議によって決定する。

別紙 1 4 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の対応

提案書記載内容のうち減額対象となる項目については、実施されていないまたは達成できていない場合、以下のような手続きをとる。

第 1 段階：未実施・未達の確認

- ・ 受託者は、必要に応じて、提案書記載内容の実施状況を委託者に報告する。
- ・ 受託者は、提案書記載内容について実施されていないまたは達成できない状況が生じた場合には、委託者に速やかに報告する。
- ・ 委託者は、受託者が実施していないまたは達成できていないことを確認した場合、受託者に改善措置を要求できる。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 受託者は、速やかに未実施及び未達の原因究明を行い、改善期間、改善の方法等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受ける。
- ・ 受託者は、改善計画書に基づき、改善措置実施し、改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

第 3 段階：業務委託料の減額

- ・ 改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに業務が行われない場合は、
第 10 条第 4 項及び別紙 1 1（4）提案書記載内容の未実施及び未達の場合の減額についてに定める規定」に従い業務委託料の減額手続きに入る。

別紙15 引継事項

受託者は運営期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。

事業期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜当文書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目を参考に記載すること。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

なお、委託者は、本事業の終了に際して委託者が受託者選定を行う場合には、当文書を公開することができるものとする。

別紙 1 6 設備の定期点検・修繕予定書

設備の定期点検・修繕は以下のとおり行うものとする。

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
空調設備		管理棟 事務室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		管理棟 会議室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		管理棟 作業員控室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		管理棟 宿直室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		管理棟 仮眠室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		管理棟 控室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		管理棟 水質試験室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		管理棟 中央操作室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		汚泥棟 操作室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		汚泥棟 作業員控室	平成11年3月	○点検	○点検
空調設備		汚泥棟 仮眠室	平成11年3月	○点検	○点検
エレベーター		管理棟	平成11年3月	○点検	○点検
受水槽		管理棟	平成11年3月	○点検	○点検
消防設備		汚泥棟他	平成11年3月	○点検	○点検
No.1揚水ポンプ	吸込スクリー付水中ポンプ	エアレーション水路	平成11年3月		
No.2揚水ポンプ	吸込スクリー付水中ポンプ	エアレーション水路	平成11年3月		
NO.1流入流量計仕切弁	手動式仕切弁	エアレーション水路	平成11年3月		
NO.2流入流量計仕切弁	手動式仕切弁	エアレーション水路	平成11年3月		
着水井切替ゲート	鑄鉄製丸形手動ゲート	エアレーション水路	平成11年3月		
No.1-1初沈流入可動堰	鑄鉄製手動可動堰	最初沈殿池	平成15年3月		
No.1-2初沈流入可動堰	鑄鉄製手動可動堰	最初沈殿池	平成15年3月		
NO.2初沈流入可動堰	鑄鉄製手動可動堰	最初沈殿池	平成15年3月		
NO.3初沈流入可動堰	鑄鉄製手動可動堰	最初沈殿池	平成22年3月		
No.1-1初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	最初沈殿池	平成15年3月		
No.2初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	最初沈殿池	平成16年3月		
No.3初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	最初沈殿池	平成22年3月		
No.1-1初沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最初沈殿池	平成15年3月		
No.1-2初沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最初沈殿池	平成15年3月		
No.2-1初沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最初沈殿池	平成16年3月		
No.2-2初沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最初沈殿池	平成16年3月		
No.3-1初沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最初沈殿池	平成22年3月		
No.3-2初沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最初沈殿池	平成22年3月		
No.1-1初沈汚泥引抜弁	電動式外ネジ弁	最初沈殿池	平成15年3月		
No.1-2初沈汚泥引抜弁	電動式外ネジ弁	最初沈殿池	平成15年3月		
No.2-1初沈汚泥引抜弁	電動式外ネジ弁	最初沈殿池	平成16年3月		
No.2-2初沈汚泥引抜弁	電動式外ネジ弁	最初沈殿池	平成16年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
No.3-1初沈汚泥引抜弁	電動式外ネジ弁	最初沈殿池	平成22年3月		
No.3-2初沈汚泥引抜弁	電動式外ネジ弁	最初沈殿池	平成22年3月		
No.1-1初沈汚泥引抜ポンプ	無閉塞型ポンプ	最初沈殿池	平成15年3月	◎整備	
No.1-2初沈汚泥引抜ポンプ	無閉塞型ポンプ	最初沈殿池	平成15年3月		◎整備
初沈スカム移送ポンプ	吸込スクリー付水中ポンプ	最初沈殿池	平成15年3月		
スカム分離機	回転式ドラムスクリーン	最初沈殿池	平成11年3月		
スカム脱水機	スクリープレス	最初沈殿池	平成11年3月		
スカム搬出用ホイス	電動トロリ付ホイス	最初沈殿池	平成11年3月		
初沈床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	最初沈殿池	平成11年3月		
NO.1池排水ポンプ	吸込スクリー付水中ポンプ	最初沈殿池	平成11年3月		
NO.2池排水ポンプ	吸込スクリー付水中ポンプ	最初沈殿池	平成11年3月		
初沈バイパスゲート	鑄鉄製角形手動ゲート	最初沈殿池	平成11年3月		
No.1-1エアタン流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	生物反応槽	平成11年3月		
No.1-2エアタン流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	生物反応槽	平成11年3月		
No.2-1エアタン流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	生物反応槽	平成16年3月		
No.3-1エアタン流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	生物反応槽	平成22年3月		
No.3-2エアタン流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	生物反応槽	平成22年3月		
No.1-1エアタン攪拌装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成11年3月		
No.1-2エアタン攪拌装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成11年3月	◎整備	
No.1-3エアタン曝気装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成11年3月	◎整備	
No.1-4エアタン曝気装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成11年3月		
No.1-5エアタン曝気装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成11年3月		
No.1-6エアタン曝気装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成11年3月		
No.2-1エアタン攪拌装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成16年3月		
No.2-2エアタン攪拌装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成16年3月		
No.2-3エアタン曝気装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成16年3月		◎整備
No.2-4エアタン曝気装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成16年3月		
No.2-5エアタン曝気装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成16年3月		
No.2-6エアタン曝気装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成16年3月		◎整備
No.3-1エアタン攪拌装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成22年3月		
No.3-2エアタン攪拌装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成22年3月		
No.3-3エアタン攪拌装置	水中攪拌機	生物反応槽	平成22年3月		
No.3-1エアタン曝気装置	超微細気泡散気装置	生物反応槽	平成22年3月	○点検	
No.3-2エアタン曝気装置	超微細気泡散気装置	生物反応槽	平成22年3月	○点検	
(自動圧損上昇予防装置制御盤)		生物反応槽	平成22年3月		
(No.3-1エアタン導流板)	FFU/SUS	生物反応槽	平成22年3月		
(No.3-2エアタン導流板)	FFU/SUS	生物反応槽	平成22年3月		
No.1風量調節弁	電油式バタフライ弁	生物反応槽	平成11年3月		
No.2風量調節弁	電油式バタフライ弁	生物反応槽	平成16年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
No.3風量調節弁	電油式バタフライ弁	生物反応槽	平成22年3月		
NO.1-1循環水ポンプ	水中汚水ポンプ	生物反応槽	平成18年12月		
NO.1-2循環水ポンプ	水中汚水ポンプ	生物反応槽	平成22年3月		
NO.2-1循環水ポンプ	水中汚水ポンプ	生物反応槽	平成16年3月		
NO.2-2循環水ポンプ	水中汚水ポンプ	生物反応槽	平成16年3月		
エアタン床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	生物反応槽	平成11年3月		
エアタンバイパス可動堰	鑄鉄製角形電動可動堰	生物反応槽	平成11年3月		
エアタン仕切ゲート	鑄鉄製角形手動ゲート	生物反応槽	平成11年3月		
No.1床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	生物反応槽	平成11年3月		
No.2床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	生物反応槽	平成11年3月		
No.3床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	生物反応槽	平成11年3月		
2号送風機	ルーツブロワー	生物反応槽	平成22年3月		
3号送風機	ルーツブロワー	生物反応槽	平成16年3月		
4号送風機	ルーツブロワー	生物反応槽	平成11年3月		
5号送風機	ルーツブロワー	生物反応槽	平成11年3月		
エアフィルター	乾式エアフィルター	生物反応槽	平成11年3月		
送風機搬入用チェンブロック	手動式チェンブロック	生物反応槽	平成11年3月		
放風弁	電動バタフライ弁	生物反応槽			
No.2放風弁	電動バタフライ弁	生物反応槽	平成22年3月		
攪拌機吊上装置	ギヤードトロリ付手動式	生物反応槽	平成11年3月		
循環水ポンプ吊上装置-2	ギヤードトロリ付手動式	生物反応槽	平成16年3月		
No.1-1終沈流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	最終沈殿池	平成11年3月		
No.1-2終沈流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	最終沈殿池	平成11年3月		
No.2終沈流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	最終沈殿池	平成16年3月		
No.3終沈流入可動堰	鑄鉄製角形手動可動堰	最終沈殿池	平成22年3月		
No.1-1終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	最終沈殿池	平成11年3月		
No.1-2終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	最終沈殿池	平成11年3月		
No.2終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	最終沈殿池	平成16年3月		
No.3終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	最終沈殿池	平成22年3月	○点検	
No.1-1終沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最終沈殿池	平成11年3月		
No.1-2終沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最終沈殿池	平成11年3月		
No.2-1終沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最終沈殿池	平成16年3月		
No.2-2終沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最終沈殿池	平成16年3月		
No.3-1終沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最終沈殿池	平成22年3月		
No.3-2終沈スカムスキマー	無動力式スキマー	最終沈殿池	平成22年3月		
No.1返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	最終沈殿池	平成11年3月		
No.2返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	最終沈殿池	平成11年3月		
No.3返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	最終沈殿池	平成22年3月		
No.4返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	最終沈殿池	平成22年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
No.1余剰汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	最終沈殿池	平成11年3月		
No.2余剰汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	最終沈殿池	平成11年3月		
終沈スカム移送ポンプ	吸込スクリー付水中汚泥ポンプ	最終沈殿池	平成11年3月		
終沈床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	最終沈殿池	平成11年3月		
No.1-1終沈汚泥引抜弁	電動遍心構造弁	最終沈殿池	平成11年3月		
No.1-2終沈汚泥引抜弁	電動遍心構造弁	最終沈殿池	平成11年3月		
No.1-3終沈汚泥引抜弁	電動遍心構造弁	最終沈殿池	平成16年3月		
No.1-4終沈汚泥引抜弁	電動遍心構造弁	最終沈殿池	平成16年3月		
No.2-1終沈汚泥引抜弁	電動遍心構造弁	最終沈殿池	平成22年3月		
No.2-2終沈汚泥引抜弁	電動遍心構造弁	最終沈殿池	平成22年3月		
No.1余剰汚泥切替弁	電動式外ネジ弁	最終沈殿池	平成22年3月		
No.2余剰汚泥切替弁	電動式外ネジ弁	最終沈殿池	平成22年3月		
消泡水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	砂ろ過水	平成11年3月		
消泡水ストレーナ	自動洗浄ストレーナー	砂ろ過水	平成11年3月		
砂ろ過装置	移床式上向流連続砂ろ過器	砂ろ過水	平成11年3月		
No.1原水ポンプ	水中汚水ポンプ	砂ろ過水	平成11年3月		
No.2原水ポンプ	水中汚水ポンプ	砂ろ過水	平成11年3月		
No.1空気圧縮機	圧カスイッチ式	砂ろ過水	平成11年3月		
No.2空気圧縮機	圧カスイッチ式	砂ろ過水	平成11年3月		
No.1給水ユニット (急ろへ移設)	単独交互運転方式	砂ろ過水	平成11年3月		
No.2給水ユニット (急ろへ移設)	単独交互運転方式	砂ろ過水	平成11年3月		
流出ビット仕切ゲート	鋼板製角形手動ゲート	砂ろ過水	平成11年3月		
機器搬入用チェンブロック	手動チェンブロック	砂ろ過水	平成11年3月		
減菌器 (砂ろ過装置付属品)		砂ろ過水	平成11年3月		
No.1PAC注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ	薬 注	平成11年3月		
No.2PAC注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ	薬 注	平成22年3月		
No.4PAC注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ	薬 注	平成11年3月		
PAC貯留タンク	FRP製円筒タンク	薬 注	平成11年3月		
No.1放流ポンプ	水中汚水ポンプ	放流ポンプ	平成11年3月		
No.2放流ポンプ	水中汚水ポンプ	放流ポンプ	平成11年3月		
ポンプ井流入ゲート	鑄鉄製角形電動ゲート	放流ポンプ	平成11年3月		
ポンプ吊上用チェンブロック	手動チェンブロック	放流ポンプ	平成11年3月		
No.1放流流量計仕切弁	外ネジ式手動仕切弁	放流ポンプ	平成11年3月		
No.2放流流量計仕切弁	外ネジ式手動仕切弁	放流ポンプ	平成11年3月		
No.3放流流量計仕切弁	外ネジ式手動仕切弁	放流ポンプ	平成11年3月		
No.4放流流量計仕切弁	外ネジ式手動仕切弁	放流ポンプ	平成11年3月		
放流ゲート	鑄鉄製角形電動ゲート	放流ポンプ	平成11年3月		
No.1次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ	放流ポンプ	平成11年3月		
No.2次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ	放流ポンプ	平成11年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
No.1次亜塩素酸ソーダ貯留タンク	FRP製円筒タンク	放流ポンプ	平成11年3月		
No.2次亜塩素酸ソーダ貯留タンク	FRP製円筒タンク	放流ポンプ	平成11年3月		
No.1水処理脱臭塔	活性炭吸着式立形カートリッジ	脱臭	平成11年3月		
No.1水処理脱臭ファン	FRP製片吸込ターボファン	脱臭	平成11年3月		
ミストセパレータ (脱臭塔付属品)	慣性衝突式	脱臭	平成11年3月		
活性炭搬入用吊上装置	ギヤードトロッリ付チェンブロック	脱臭	平成11年3月		
分配槽バイパスゲート	鑄鉄製角形手動ゲート	急速ろ過	平成11年3月		
砂ろ過流入ゲート	鑄鉄製丸形ゲート	急速ろ過	平成11年3月		
砂ろ過流出ゲート	鑄鉄製丸形ゲート	急速ろ過	平成11年3月		
1-1号原水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
1-2号原水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
1-3号原水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ	急速ろ過	平成23年3月		
2号原水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ	急速ろ過	平成19年3月		
No.1砂ろ過池	下向流式砂ろ過池	急速ろ過	平成12年3月	◎整備	
No.2砂ろ過池	下向流式砂ろ過池	急速ろ過	平成19年3月		
No.3砂ろ過池	下向流式砂ろ過池	急速ろ過	平成23年3月		
原水流入ゲート(1)	鑄鉄製角形電動ゲート	急速ろ過	平成12年3月		
原水流入ゲート(2)	鑄鉄製角形電動ゲート	急速ろ過	平成12年3月		
原水流入ゲート(3)	鑄鉄製角形電動ゲート	急速ろ過	平成23年3月		
No.1ろ過水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.2ろ過水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成19年3月		
No.3ろ過水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成23年3月		
No.1逆洗切替弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.2逆洗切替弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成19年3月		
No.3逆洗切替弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成23年3月		
No.1逆洗排水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.2逆洗排水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成19年3月		
No.3逆洗排水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成23年3月		
No.1空洗切替弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.2空洗切替弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成19年3月		
No.3空洗切替弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成23年3月		
No.1中間排水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.2中間排水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成19年3月		
No.3中間排水弁	空気作動式バタフライ弁	急速ろ過	平成23年3月		
No.1逆洗ポンプ	横軸渦巻斜流ポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
No.2逆洗ポンプ	横軸渦巻斜流ポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
No.1逆洗排水ポンプ	吸込スクリーン付汚泥ポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
No.2逆洗排水ポンプ	吸込スクリーン付汚泥ポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
No.1逆洗ブローワー	ルーツブローワー	急速ろ過	平成12年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
No.2逆洗ブローワー	ルーツブローワー	急速ろ過	平成12年3月		
No.1空気圧縮機	圧力開閉式	急速ろ過	平成12年3月		
No.2空気圧縮機	圧力開閉式	急速ろ過	平成12年3月		
砂ろ過用次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
搬入用チェンブロック	ギヤードトロリ付チェンブロック	急速ろ過	平成12年3月		
No.1床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
No.2床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	急速ろ過	平成12年3月		
No.1汚泥処理棟給水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	急速ろ過	平成11年3月		
No.2汚泥処理棟給水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	急速ろ過	平成11年3月		
No.1砂ろ過水弁	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1砂ろ過水元弁(1)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1砂ろ過水元弁(2)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1砂ろ過水元弁(3)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成23年3月		
No.1逆洗水元弁(1)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1逆洗水元弁(2)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1逆洗水元弁(3)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成23年3月		
No.1原水管流量計蝶形弁(1)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1原水管流量計蝶形弁(2)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1逆洗水管流量計蝶形弁(1)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1逆洗水管流量計蝶形弁(2)	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1逆洗水管切替弁	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1逆洗排水管切替弁	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
No.1原水管元弁	手動バタフライ弁	急速ろ過	平成12年3月		
NO.1流入ゲート	鑄鉄製角型電動ゲート	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.2流入ゲート	鑄鉄製角型電動ゲート	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.1粗目スクリーン	手掻式スクリーン	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.2粗目スクリーン	手掻式スクリーン	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
No.1破砕機	2軸回転式	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
No.2破砕機	2軸回転式	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.1流出ゲート	鑄鉄製角型手動ゲート	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.2流出ゲート	鑄鉄製角型手動ゲート	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
1号No.1汚水ポンプ	水中汚水ポンプ	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
1号No.2汚水ポンプ	水中汚水ポンプ	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
2号No.1汚水ポンプ	水中汚水ポンプ	八木嶋ポンプ場	平成18年3月		
NO.1圧送弁	電動仕切弁	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.1φ400仕切弁	手動仕切弁	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.2φ400仕切弁	手動仕切弁	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.3φ400仕切弁	手動仕切弁	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
φ400蝶形弁	手動蝶形弁	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
NO.1攪拌機	水中ミキサー	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.2攪拌機	水中ミキサー	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
ポンプ井仕切ゲート	鑄鉄製角型手動ゲート	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
高圧洗浄機	高圧洗浄器	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
揚水ポンプ	水中渦巻ポンプ	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.1床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
NO.2床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
搬入用ホイス	電動トロリ付ホイス	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
破砕機吊上用チェンブロック	ギヤードトロリ付手動チェンブロック	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
汚水ポンプ吊上用チェンブロック	ギヤードトロリ付手動チェンブロック	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
脱臭ファン	FRP製ターボファン	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
脱臭ファン (機能増設)	FRP製ターボファン	八木嶋ポンプ場	平成21年3月		
活性炭吸着塔	立形カートリッジ式	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
ミストセパレータ	慣性衝突式	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
活性炭搬出入用チェンブロック	ギヤードトロリ付手動チェンブロック	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
生物脱臭塔	充填塔式生物脱臭装置	八木嶋ポンプ場	平成21年3月		
給水ユニット		八木嶋ポンプ場	平成21年3月		
ビッグ発射装置	ハッチ式	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
ビッグ通過確認装置	機械式	八木嶋ポンプ場	平成11年3月		
水路流入ゲート	角型電動ゲート	向河原ポンプ場	平成11年3月		
流入スクリーン	手掻式スクリーン	向河原ポンプ場	平成11年3月		
No.1破砕機	2軸回転式	向河原ポンプ場	平成11年3月		
No.2破砕機	2軸回転式	向河原ポンプ場	平成11年3月		
NO.1水路流出ゲート	鑄鉄製角型手動ゲート	向河原ポンプ場	平成11年3月		
NO.2水路流出ゲート	鑄鉄製角型手動ゲート	向河原ポンプ場	平成11年3月		
バイパス水路流入ゲート	鑄鉄製角型手動ゲート	向河原ポンプ場	平成11年3月		
バイパススクリーン	手掻式スクリーン	向河原ポンプ場	平成11年3月		
バイパス水路流出ゲート	鑄鉄製角型手動ゲート	向河原ポンプ場	平成11年3月		
破砕機吊上装置	ギヤードトロリ付手動チェンブロック	向河原ポンプ場	平成11年3月		
機器搬出入用チェンブロック(1)	電動トロリ付電動チェンブロック	向河原ポンプ場	平成11年3月		
機器搬出入用チェンブロック(2)	電動トロリ付電動チェンブロック	向河原ポンプ場	平成11年3月		
NO.1-1汚水ポンプ	吸込スクリーン付水中汚水ポンプ	向河原ポンプ場	平成11年3月		
NO.1-2汚水ポンプ	吸込スクリーン付水中汚水ポンプ	向河原ポンプ場	平成11年3月		
NO.2汚水ポンプ	吸込スクリーン付水中汚水ポンプ	向河原ポンプ場	平成20年3月		
NO.1攪拌機	水中ミキサー	向河原ポンプ場	平成22年3月		
NO.2攪拌機	水中ミキサー	向河原ポンプ場			
ポンプ井仕切ゲート	鑄鉄製角型手動ゲート	向河原ポンプ場	平成11年3月		
汚水ポンプ吊上装置	ギヤードトロリ付手動チェンブロック	向河原ポンプ場	平成11年3月		
脱臭ファン	FRP製ターボファン	向河原ポンプ場	平成11年3月		

名 称	仕 様	設置場所	設置年	H26年度	H27 年度
活性炭吸着塔	横形カートリッジ式	向河原ポンプ場	平成11年3月		
ミストセパレータ	慣性衝突式	向河原ポンプ場	平成11年3月		
活性炭搬出入用チェンブロック	ギヤードトロリ付手動チェンブロック	向河原ポンプ場	平成11年3月		
余剰汚泥分離機	回転式トラムスクリーン	濃縮設備	平成11年3月	○点検	○点検
余剰汚泥スクリーンかす脱水機	スクュープレス	濃縮設備	平成11年3月	○点検	○点検
遠心濃縮機	横型連続遠心濃縮機	濃縮設備	平成11年3月		
ベルト濃縮機	ベルト型ろ過濃縮機	濃縮設備	平成18年12月	○点検	○点検
余剰汚泥供給ポンプNO1	一軸ネジ式	濃縮設備	平成11年3月		
余剰汚泥供給ポンプNO2	一軸ネジ式	濃縮設備	平成11年3月		
余剰汚泥槽攪拌機NO1	水中ミキサー槽	濃縮設備	平成18年12月		
余剰汚泥槽攪拌機NO2	水中ミキサー槽	濃縮設備	平成18年12月	◎整備	
分離液ピット攪拌機NO1	水中ミキサー槽	濃縮設備	平成11年3月		
分離液ピット攪拌機NO2	水中ミキサー槽	濃縮設備	平成11年3月	◎整備	
分離液排水ポンプNO1	吸込スクュー付汚泥ポンプ	濃縮設備	平成11年3月		
分離液排水ポンプNO2	吸込スクュー付汚泥ポンプ	濃縮設備	平成11年3月		
し渣搬出用ホイスト	電動トロリ付ホイスト	濃縮設備	平成11年3月		
チェンブロック	ギヤードトロリ付手動チェンブロック	濃縮設備	平成11年3月		
床排水ポンプNO1	水中汚泥ポンプ	濃縮設備	平成11年3月		
床排水ポンプNO2	水中汚泥ポンプ	濃縮設備	平成22年1月		
遠心濃縮凝集剤注入ポンプNO1	一軸ネジ式	濃縮設備	平成11年3月		
遠心濃縮凝集剤注入ポンプNO2	一軸ネジ式	濃縮設備	平成11年3月		
汚泥貯留槽攪拌機NO1	立型ミキサー	脱水設備	平成11年3月		
汚泥貯留槽攪拌機NO2	立型ミキサー	脱水設備	平成11年3月		
汚泥脱水機	ベルトプレスろ過器	脱水設備	平成11年3月		○点検
ろ布洗浄水ポンプNO1	多段渦巻ポンプ	脱水設備	平成11年3月		
ろ布洗浄水ポンプNO2	多段渦巻ポンプ	脱水設備	平成11年3月		
汚泥供給ポンプNO1	一軸ネジ式ポンプ	脱水設備	平成11年3月		
汚泥供給ポンプNO2	一軸ネジ式ポンプ	脱水設備	平成11年3月	◎整備	
凝集剤溶解攪拌機(凝集剤溶解タンク設備)	全閉外扇屋外形三相	脱水設備	平成11年3月		
凝集剤定量供給機	可変連続定量供給機	脱水設備	平成11年3月		
汚泥脱水機凝集剤注入ポンプNO1	一軸ネジ式ポンプ	脱水設備	平成11年3月		
汚泥脱水機凝集剤注入ポンプNO2	一軸ネジ式ポンプ	脱水設備	平成11年3月		
空気圧縮機NO1	定置式空気圧縮機	脱水設備	平成11年3月		
空気圧縮機NO2	定置式空気圧縮機	脱水設備	平成11年3月		
除湿器 (空気圧縮機付属品)	冷凍式除湿器	脱水設備	平成22年7月		
脱水機用ホイスト	サスペンション形ギヤードトロリ付手動チェンブロック	脱水設備	平成11年3月		
ケーキ搬出用コンベア	トラフ形コンベア	脱水設備	平成11年3月		
ケーキ移送ポンプ	フィーダ付一軸ネジ式ポンプ	脱水設備	平成11年3月		◎整備
ケーキホッパー	銅板製角形ホッパー	脱水設備	平成11年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
脱臭ファン (機能増設)	FRP製ターボファン	脱臭設備	平成22年12月		◎整備
活性炭吸着塔	立形カートリッジ式	脱臭設備	平成22年6月		
ミストセパレータ(活性炭吸着塔機器)	ミストセパレータ	脱臭設備	平成11年3月		
活性炭搬入用チェーンブロック	ギヤードトリ付手動チェーンブロック	脱臭設備	平成11年3月		
生物脱臭塔	充填塔式生物脱臭装置	脱臭設備	平成22年12月	◎整備	
(生物脱臭塔操作盤)		脱臭設備	平成22年12月		
切替ダンバ	電動ダンバ	脱臭設備	平成22年12月		
汚泥脱水機	高効率型圧入式スクュープレス	脱水設備	平成25年3月	○点検	○点検
洗浄水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	脱水設備	平成25年3月		
汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式	脱水設備	平成25年3月		
凝集剤溶解タンク	銅板製円筒形	脱水設備	平成25年3月		
凝集剤定量供給機	可変速連続定量供給機	脱水設備	平成25年3月		
汚泥脱水機凝集剤注入ポンプ	一軸ネジ式	脱水設備	平成25年3月		
凝集剤コンテナ	据付式アルミ製コンテナ	脱水設備	平成25年3月		
ケーキ搬出コンベヤ	無軸スクリーンコンベヤ	脱臭設備	平成25年3月		
(ハ-1) 汚水ポンプNo1	水中スクリーン渦巻きポンプ	マンホールポンプ	平成19年8月		
(ハ-1) 汚水ポンプNo2	水中スクリーン渦巻きポンプ	マンホールポンプ	平成19年8月	◎整備	
(ハ-1-1) 汚水ポンプNo1	水中スクリーン渦巻きポンプ	マンホールポンプ	平成11年3月		◎整備
(ハ-1-1) 汚水ポンプNo2	水中スクリーン渦巻きポンプ	マンホールポンプ	平成11年3月		
(ハ-1-2) 汚水ポンプNo1	水中スクリーン渦巻きポンプ	マンホールポンプ	平成11年3月		
(ハ-1-2) 汚水ポンプNo2	水中スクリーン渦巻きポンプ	マンホールポンプ	平成11年3月		
(ハ-1-3) 汚水ポンプNo1	水中スクリーン渦巻きポンプ	マンホールポンプ	平成11年3月		
(ハ-1-3) 汚水ポンプNo2	水中スクリーン渦巻きポンプ	マンホールポンプ	平成11年3月		◎整備
排ガス洗浄装置	2基 CRW-16	管理棟	平成11年3月	○点検	○点検
受変電設備		管理棟施設			
受変電設備	6kV引込盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	6kV受電盤	管理棟施設	平成11年3月	◎整備	
受変電設備	1号ZPC盤/1号急ろ電気室送り盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	汚泥処理棟送り盤/1号水処理棟送り盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	建築動力Tr1次盤/照明Tr1次盤	管理棟施設	平成11年3月	◎整備	
受変電設備	1号プラントTr1次盤/1号八木嶋ポンプ場送り盤	管理棟施設	平成11年3月	◎整備	
受変電設備	母線連絡盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	2号ZPC盤/自家発電連絡盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	2号プラントTr1次盤/2号八木嶋ポンプ場送り盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	照明Tr盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	建築動力盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	1号プラント動力Tr盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	プラント動力分岐盤	管理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	柱上気中負荷開閉器	管理棟施設	平成11年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
受変電設備		水処理棟施設			
受変電設備	(空)/照明Tr盤	水処理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	1号プラントTr1次盤/1号建築動力1次盤	水処理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	1号引込盤	水処理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	母線連絡盤	水処理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	照明Tr盤	水処理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	建築動力Tr盤	水処理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	1号プラント動力Tr盤	水処理棟施設	平成11年3月		
受変電設備	プラント動力分岐盤	水処理棟施設	平成11年3月		
受変電設備		急速ろ過棟施設			
受変電設備	(空)/照明Tr盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		◎整備
受変電設備	1号プラント動力1次盤/1号建築動力1次盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		◎整備
受変電設備	1号引込盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		◎整備
受変電設備	母線連絡盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		◎整備
受変電設備	照明Tr盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
受変電設備	建築動力Tr盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
受変電設備	1号プラント動力Tr盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
受変電設備	プラント動力分岐盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
受変電設備		放流ポンプ棟施設			
受変電設備	低圧主幹盤	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
受変電設備	建築動力Tr盤	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
受変電設備	照明変圧器盤	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
受変電設備		汚泥処理棟施設			
受変電設備	照明Tr1次盤/予備	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
受変電設備	建築動力Tr盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
受変電設備	1号プラント動力Tr盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
受変電設備	プラント動力分岐盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
受変電設備	1号引込盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
受変電設備	1号プラント動力Tr1次盤・1号建築動力Tr1次盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
受変電設備	照明Tr盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
受変電設備	引込開閉器盤(ハ-1-1)	汚泥処理棟施設	平成11年8月		
受変電設備	引込開閉器盤(ハ-1-2)	汚泥処理棟施設	平成11年8月		
受変電設備	引込開閉器盤(ハ-1-3)	汚泥処理棟施設	平成11年8月		
受変電設備	引込開閉器盤(ハ-1)	汚泥処理棟施設	平成19年8月		
受変電設備		八木嶋ポンプ場施設			
受変電設備	常用線引込盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
受変電設備	予備線引込盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
受変電設備	受電盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
受変電設備	変圧器盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
受変電設備	低圧分岐盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
受変電設備		向河原ポンプ場施設			
受変電設備	柱上気中負荷開閉器	向河原ポンプ場施設	平成20年3月		
受変電設備	引込受電盤	向河原ポンプ場施設	平成20年3月		
受変電設備	変圧器盤	向河原ポンプ場施設	平成20年3月		
受変電設備	低圧分岐盤	向河原ポンプ場施設	平成20年3月		
監視制御設備		管理棟施設			
監視制御設備		管理棟施設			
監視制御設備	分電盤	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	漢字プリンタ	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	ページプリンタ	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	マンホールポンプ遠隔操作盤(ハ-1)	管理棟施設	平成19年1月	○点検	○点検
監視制御設備	マンホールポンプ遠隔操作盤(ハ-1-1)	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	マンホールポンプ遠隔操作盤(ハ-1-2)	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	マンホールポンプ遠隔操作盤(ハ-1-3)	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	幹線流量遠隔操作盤	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	CRT操作卓 (AOS-1000)	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	ハードコピー	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	管理棟シーケンスコントローラ (ACS-2000)	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	八木嶋ポンプ場遠隔操作盤	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	向河原ポンプ場遠隔操作盤	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	場外系シーケンスコントローラ	管理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備		水処理棟施設			
監視制御設備	最初沈殿池設備シーケンスコントローラ	水処理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備	水処理棟シーケンスコントローラ	水処理棟施設	平成11年3月		
監視制御設備		急速ろ過棟施設			
監視制御設備	急速ろ過棟シーケンスコントローラ	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
監視制御設備		放流ポンプ棟施設			
監視制御設備	放流ポンプ棟シーケンスコントローラ	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
監視制御設備		污泥処理棟施設			
監視制御設備		污泥処理棟施設			
監視制御設備	污泥処理棟シーケンスコントローラ	污泥処理棟施設	平成11年12月		
監視制御設備	污泥処理棟シーケンスコントローラ2	污泥処理棟施設	平成25年3月	○点検	○点検
監視制御設備	CRT操作卓	污泥処理棟施設	平成11年12月		
監視制御設備	分電盤	污泥処理棟施設	平成11年12月		
監視制御設備	ロギングタイプライタ・ページプリンタ	污泥処理棟施設	平成11年12月		
監視制御設備	アナウンスメントタイプライタ	污泥処理棟施設	平成11年12月		
監視制御設備	ハードコピー用プリンタ	污泥処理棟施設	平成11年12月		
監視制御設備		場外施設(ハ-1-1～3)			

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
監視制御設備	動力制御盤 (ハ-1-1)	場外施設(ハ-1-1～3)	平成11年8月		
監視制御設備	動力制御盤 (ハ-1-2)	場外施設(ハ-1-1～3)	平成11年8月		
監視制御設備	動力制御盤 (ハ-1-3)	場外施設(ハ-1-1～3)	平成11年8月		
監視制御設備	動力制御盤 (ハ-1)	場外施設(ハ-1-1～3)	平成19年8月	○点検	○点検
監視制御設備		八木嶋ポンプ場施設			
監視制御設備	遠隔操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
監視制御設備	監視操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
監視制御設備		八木嶋ポンプ場施設	平成19年1月		
監視制御設備		向河原ポンプ場施設			
監視制御設備	監視操作盤	向河原ポンプ場施設	平成11年3月		
監視制御設備	南丹浄化センター遠隔操作盤	向河原ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備		管理棟施設			
動力設備		管理棟施設			
動力設備		管理棟施設			
動力設備	4・5号送風機盤	管理棟施設	平成11年3月		
動力設備	4・5号送風機盤 (送風機用インバータ)	管理棟施設	平成22年3月	◎整備	○点検
動力設備	4・5号送風機盤 (送風機用コンバータ)	管理棟施設	平成21年2月	◎整備	○点検
動力設備	2号送風機盤	管理棟施設	平成22年3月		
動力設備	2号送風機盤(送風機用インバータ)	管理棟施設	平成22年3月	◎整備	○点検
動力設備	3号送風機盤	管理棟施設	平成16年3月		
動力設備	送風機設備補助継電器盤	管理棟施設	平成11年3月		
動力設備		水処理棟施設			
動力設備		水処理棟施設			
動力設備		水処理棟施設			
動力設備	揚水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	NO.1管廊床排水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	NO.2管廊床排水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	NO.3管廊床排水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	返送汚泥ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	返送汚泥ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	余剰汚泥ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	終沈スカム移送ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	終沈床排水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	消泡水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	終沈原水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	終沈空気圧縮機現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	終沈作業用電源盤-1	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	終沈作業用電源盤-2	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	No.2終沈汚泥かき寄せ機現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
動力設備	No.1-3.4終沈汚泥引抜弁現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	NO.1終沈汚泥かき寄せ機現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	NO.3終沈汚泥かき寄せ機現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	NO.1終沈汚泥引抜弁現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	NO.2-1.2終沈汚泥引抜弁現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	NO.1余剰汚泥切替弁現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	NO.2余剰汚泥切替弁現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	初沈床排水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	初沈池排水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	初沈作業用電源盤-1	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	初沈作業用電源盤-2	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	No.1初沈汚泥かき寄せ機現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	No.2初沈汚泥かき寄せ機現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	No.3初沈汚泥かき寄せ機現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	No.1-1.2初沈汚泥引抜弁現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	No.1-3.4初沈汚泥引抜弁現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	No.2-1.2初沈汚泥引抜弁現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	初沈汚泥引抜ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	初沈スカム移送ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	エアタン攪拌装置現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	エアタン攪拌装置現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	エアタン曝気装置現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	風量調節弁現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	風量調節弁現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	循環ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	PAC注入ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	No.2PAC注入ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	エアタン床排水ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	反応槽作業用電源盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	エアタンバイパス可動せき現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	スカム分離機現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	4・5号送風機現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	送風機作業用電源盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	3号送風機現場操作盤	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	2号送風機現場操作盤	水処理棟施設	平成22年3月		
動力設備	脱臭ファン現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	最初沈殿池設備コントロールセンタ(列盤増設)	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	最初沈殿池設備補助継電器盤(1)	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	最初沈殿池設備補助継電器盤(2)	水処理棟施設	平成16年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
動力設備	反応槽設備コントロールセンタ	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	反応槽設備コントロールセンタ(No1-1循環水ポンプ)INV	水処理棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
動力設備	反応槽設備コントロールセンタ(No1PAC注入ポンプ)INV	水処理棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
動力設備	反応槽設備コントロールセンタ(No4PAC注入ポンプ)INV	水処理棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
動力設備	反応槽設備コントロールセンタ(列盤増設)	水処理棟施設	平成16年3月		
動力設備	反応槽設備コントロールセンタ(列盤増設)(No2-1循環水ポンプ)INV	水処理棟施設	平成16年3月	○点検	◎整備
動力設備	反応槽設備補助継電器盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	最終沈殿池設備コントロールセンタ	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備	最終沈殿池設備コントロールセンタ(No1返送汚泥ポンプ)INV	水処理棟施設	平成20年3月	◎整備	○点検
動力設備	最終沈殿池設備コントロールセンタ(No4返送汚泥ポンプ)INV	水処理棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
動力設備	最終沈殿池設備補助継電器盤	水処理棟施設	平成11年3月		
動力設備		急速ろ過棟施設			
動力設備		急速ろ過棟施設			
動力設備		急速ろ過棟施設			
動力設備	原水流入ゲート現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	原水流入ゲート現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成23年3月		
動力設備	急速ろ過設備コントロールセンタ	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	急速ろ過設備コントロールセンタ(次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ)INV	急速ろ過棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
動力設備	急速ろ過設備補助継電器盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	急速ろ過棟計装変換器盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	NO.1原水ポンプ現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	NO.2～4原水ポンプ現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成19年8月		
動力設備	逆洗ポンプ現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	逆洗排水ポンプ現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	急速ろ過空気圧縮機現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	急速ろ過床排水ポンプ現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	急速ろ過用次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	急速ろ過設備現場操作盤(No1)	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	急速ろ過設備現場操作盤(No2)	急速ろ過棟施設	平成19年8月		
動力設備	急速ろ過設備現場操作盤(No3)	急速ろ過棟施設	平成23年3月		
動力設備	逆洗・中間排水弁現場操作盤(No1)	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	逆洗・中間排水弁現場操作盤(No2)	急速ろ過棟施設	平成19年8月		
動力設備	逆洗・中間排水弁現場操作盤(No3)	急速ろ過棟施設	平成23年3月		
動力設備	急速ろ過作業用電源盤-1	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	急速ろ過作業用電源盤-2	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備	逆洗ブロワ現場操作盤	急速ろ過棟施設	平成11年12月		
動力設備		放流ポンプ棟施設			
動力設備		放流ポンプ棟施設			
動力設備	放流ゲート現場操作盤	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
動力設備	放流ポンプ・消毒設備コントロールセンタ	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
動力設備	放流ポンプ・消毒設備コントロールセンタ(No1次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ)INV	放流ポンプ棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
動力設備	放流ポンプ・消毒設備コントロールセンタ(No2次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ)INV	放流ポンプ棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
動力設備	放流ポンプ・消毒設備補助継電器盤	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
動力設備	放流ポンプ現場操作盤	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
動力設備	次亜塩注入ポンプ現場操作盤	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
動力設備	消毒作業用電源盤	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		
動力設備	マンホールポンプ(水車小屋送り)	放流ポンプ棟施設	平成12年3月		
動力設備		汚泥処理棟施設			
動力設備	汚泥濃縮設備コントロールセンタ	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥濃縮設備コントロールセンタ(No1余剰汚泥供給ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥濃縮設備コントロールセンタ(No2余剰汚泥供給ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥濃縮設備コントロールセンタ(No1遠心濃縮機凝集剤注入ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥濃縮設備コントロールセンタ(No2遠心濃縮機凝集剤注入ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥脱水設備コントロールセンタ	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥脱水設備コントロールセンタ(No1汚泥供給ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥脱水設備コントロールセンタ(No2汚泥供給ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥脱水設備コントロールセンタ(No1汚泥脱水機凝集剤注入ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥脱水設備コントロールセンタ(No2汚泥脱水機凝集剤注入ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥脱水設備コントロールセンタ(No1ケーキ移送ポンプ)INV	汚泥処理棟施設	平成25年2月		○点検
動力設備	汚泥処理棟計装変換器盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥濃縮設備補助継電器盤(1)X(2)	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥脱水設備補助継電器盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥処理設備2補助継電器盤	汚泥処理棟施設	平成25年3月		
動力設備	余剰汚泥分離機現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	余剰汚泥貯留槽攪拌機現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	分離液ピット攪拌機現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥供給ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	凝集剤溶解タンク現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥処理空気圧縮機現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	脱臭ファン現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	脱臭ダンパ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	余剰汚泥供給ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	分離液排水ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	NO.1汚泥処理棟床排水ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	NO.2汚泥処理棟床排水ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	濃縮設備作業用電源盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	遠心濃縮機凝集剤注入ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	NO.1汚泥貯留槽攪拌機現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
動力設備	NO.2汚泥貯留槽攪拌機現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	ろ布洗浄ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥脱水機凝集剤注入ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	ケーキ移送コンベア現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	No.1ケーキ移送ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	脱水設備作業用電源盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	汚泥処理棟給水ポンプ現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成11年12月		
動力設備	ケーキ搬出コンベア現場操作盤	汚泥処理棟施設	平成25年3月		
動力設備		場外設備			
動力設備	ポンプ制御盤(ハ-1-1)	場外設備	平成11年8月		
動力設備	ポンプ制御盤(ハ-1-2)	場外設備	平成11年8月		
動力設備	ポンプ制御盤(ハ-1-3)	場外設備	平成11年8月		
動力設備	ポンプ制御盤(ハ-1)	場外設備	平成19年8月		
動力設備		八木嶋ポンプ場施設			
動力設備		八木嶋ポンプ場施設			
動力設備	ポンプ設備コントロールセンタ	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	ポンプ設備コントロールセンタ列盤増設	八木嶋ポンプ場施設	平成18年3月		
動力設備	ポンプ設備補助継電器盤(1)×(2)	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	汚水ポンプ動力盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	流入ゲート現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	破砕機現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	脱臭ファン現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	ポンプ井攪拌機現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	No.1-1汚水ポンプ現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	No.1-2汚水ポンプ現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	No.2-1汚水ポンプ現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成18年3月		
動力設備	揚水ポンプ現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	床排水ポンプ現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	圧送弁現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	仕切弁現場操作盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備	作業用電源盤	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
動力設備		向河原ポンプ場			
動力設備		向河原ポンプ場			
動力設備	ポンプ設備コントロールセンタ	向河原ポンプ場	平成11年3月		
動力設備	ポンプ設備補助継電器盤	向河原ポンプ場	平成11年3月		
動力設備	流入ゲート現場操作盤	向河原ポンプ場	平成11年3月		
動力設備	破砕機現場操作盤	向河原ポンプ場	平成11年3月		
動力設備	1号汚水ポンプ現場操作盤	向河原ポンプ場	平成11年3月		
動力設備	2号汚水ポンプ現場操作盤	向河原ポンプ場	平成20年3月		

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
動力設備	ポンプ井攪拌機現場操作盤	向河原ポンプ場	平成11年3月		
動力設備	脱臭ファン現場操作盤	向河原ポンプ場	平成11年3月		
動力設備	作業用電源盤	向河原ポンプ場	平成11年3月		
自家発電設備	自家発電設備(ガスタービン)	水処理棟施設	平成11年3月	◎整備	○点検
自家発電設備	地下燃料タンク	水処理棟施設	平成11年3月		
自家発電設備	給油口ボックス	水処理棟施設	平成11年3月		
自家発電設備	燃料移送ポンプ現場操作盤	水処理棟施設	平成11年3月		
自家発電設備	燃料小出槽	水処理棟施設	平成11年3月		
自家発電設備	NO.1燃料移送ポンプ	水処理棟施設	平成11年3月		
自家発電設備	NO.2燃料移送ポンプ	水処理棟施設	平成11年3月		
自家発電設備	非常用自家発電装置	水処理棟施設	平成11年3月	○点検	○点検
自家発電設備	排気消音器	水処理棟施設	平成11年3月		
自家発電設備	1号自動始動盤	水処理棟施設	平成11年3月	○点検	○点検
自家発電設備	1号発電機盤	水処理棟施設	平成11年3月	○点検	○点検
自家発電設備	発電機送り盤	水処理棟施設	平成11年3月	○点検	○点検
自家発電設備	1号始動用蓄電池盤	水処理棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
自家発電設備		向河原ポンプ場			
自家発電設備	自家発電装置	向河原ポンプ場	平成20年3月	○点検	○点検
自家発電設備	換気ファン	向河原ポンプ場	平成20年3月		
自家発電設備	燃料小出槽	向河原ポンプ場	平成20年3月		
自家発電設備	換気ファン	向河原ポンプ場	平成20年3月		
無停電電源設備 インバータ盤		管理棟施設	平成11年3月	◎整備	○点検
無停電電源設備 充電器盤		管理棟施設	平成11年3月	◎整備	○点検
無停電電源設備 蓄電池盤		管理棟施設	平成19年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 インバータ盤		汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	◎整備
無停電電源設備 充電器盤		汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	◎整備
無停電電源設備 蓄電池盤		汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS		水処理棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS(BATT)		水処理棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS		急速ろ過棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS(BATT)		急速ろ過棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS		放流ポンプ棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS(BATT)		放流ポンプ棟施設	平成22年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS		八木嶋ポンプ場施設	平成21年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS(BATT)		八木嶋ポンプ場施設	平成21年3月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS		向河原ポンプ場施設	平成25年2月	○点検	○点検
無停電電源設備 ミニUPS(BATT)		向河原ポンプ場施設	平成25年2月	○点検	○点検
非常用電源設備 充電器盤		八木嶋ポンプ場施設	平成21年3月	○点検	○点検
非常用電源設備 蓄電池盤		八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月	○点検	○点検

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
テレメータ設備	テレメータ型式:SAS-50	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
テレメータ設備	テレメータ型式:SAS-50	向河原ポンプ場	平成11年3月		
テレメータ設備	テレメータ型式:SAS-15	マンホールポンプ(ハ-1)	平成19年8月	○点検	○点検
テレメータ設備	テレメータ型式:SAS-50	マンホールポンプ(ハ-1-1)	平成11年3月		
テレメータ設備	テレメータ型式:SAS-50	マンホールポンプ(ハ-1-2)	平成11年3月		
テレメータ設備	テレメータ型式:SAS-50	マンホールポンプ(ハ-1-3)	平成11年3月		
テレメータ設備	テレメータ型式:SAS-10	流量計(園5-4)	平成11年3月		
幹線管渠流量計	中空超音波式水位流量計	園5-4	平成25年3月	○点検	○点検
幹線管渠流量計	潜水超音波式水位センサー	園1	平成20年3月	○点検	○点検
幹線管渠流量計	圧力式水位センサー	八木	平成20年3月	○点検	○点検
雨量計		管理棟施設	平成11年3月	○点検	
着水井PH計	浸せき型PH計	水処理施設	平成19年3月	○点検	○点検
初沈汚泥流量計	電磁流量計	水処理施設	平成16年3月		○点検
初沈汚泥濃度計	加圧消泡式流量計	水処理施設	平成16年3月		○点検
No.2反応槽曝気風量計	リング付オリフィスプレート	水処理施設	平成16年3月	○点検	○点検
No.3反応槽曝気風量計		水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
1系脱窒槽温度計	測温抵抗体	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
1系脱窒槽ORP計	浸せき型ORP計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
1系脱窒槽PH計	浸せき型PH計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
1系硝化槽温度計	測温抵抗体	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
1系硝化槽MLSS計	浸せき式SS濃度計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
1系硝化槽PH計	浸せき型PH計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
1系硝化槽DO計	工業用溶存酸素計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
3系脱窒槽温度計	シース測温抵抗体	水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
3系脱窒槽ORP計	ORP計	水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
3系脱窒槽PH計	PH計	水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
3系硝化槽温度計	測温抵抗体	水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
3系硝化槽MLSS計	SS濃度計	水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
3系硝化槽PH計	PH計	水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
3系硝化槽DO計	DO計	水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
No.1循環水流量計	電磁流量計	水処理施設	平成11年3月	○点検	
No.2循環水流量計	電磁流量計	水処理施設	平成16年3月	○点検	
1系返送汚泥量計	電磁流量計	水処理施設	平成11年3月	○点検	
2系返送汚泥量計	電磁流量計	水処理施設	平成16年3月	○点検	
3系返送汚泥量計	電磁流量計	水処理施設	平成22年3月	○点検	
1系返送汚泥濃度計	超音波濃度計	水処理施設	平成11年3月		○点検
3系返送汚泥濃度計	超音波濃度計	水処理施設	平成22年3月	○点検	
No.1終沈汚泥引抜量計	電磁流量計	水処理施設	平成11年3月		
No.2終沈汚泥引抜量計	電磁流量計	水処理施設	平成16年3月		○点検

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
No.3終沈汚泥引抜量計	電磁流量計	水処理施設	平成22年3月		○点検
余剰汚泥量計	電磁流量計	水処理施設	平成11年3月		
地下燃料槽レベル計	フロート式液面計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
放流流量計	電磁流量計	水処理施設	平成22年3月	○点検	○点検
No.1PAC貯留槽レベル計	圧力式レベル計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
曝気圧力計	電気式圧力計	水処理施設	平成11年3月	○点検	
流量計(桂川水車行き放流流量)	電磁流量計	水処理施設	平成15年3月	○点検	○点検
No.1八木嶋ポンプ場分流入量計	電磁流量計	水処理施設	平成11年3月		○点検
揚水ポンプ揚水量計	電磁流量計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
No.1反応槽曝気風量計	オリフィス流量計	水処理施設	平成11年3月	○点検	○点検
No.1給水ユニット流量計	電磁流量計	急速ろ過棟施設	平成15年3月	○点検	
No.2給水ユニット流量計	電磁流量計	急速ろ過棟施設	平成15年3月	○点検	
汚泥処理給水ポンプ流量	電磁流量計	急速ろ過棟施設	平成15年3月	○点検	
砂ろ過流入量計	電磁式流量計	急速ろ過棟施設	平成11年3月	○点検	
逆洗水量計	電磁式流量計	急速ろ過棟施設	平成11年3月	○点検	
逆洗排水槽水位計	電磁式流量計	急速ろ過棟施設	平成11年3月		○点検
1号急速ろ過池水位計	圧力式	急速ろ過棟施設	平成11年3月		○点検
2号急速ろ過池水位計	差圧発信器	急速ろ過棟施設	平成20年3月		○点検
3号急速ろ過池水位計	差圧発信器	急速ろ過棟施設	平成23年3月	○点検	
原水槽水位計	圧力式	急速ろ過棟施設	平成11年3月		○点検
逆洗排水量計	電磁式流量計	急速ろ過棟施設	平成11年3月	○点検	
処理水槽水位計	圧力式	急速ろ過棟施設	平成11年3月		○点検
放流ポンプ井水位計	投込圧力式水位計	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		○点検
放流渠水位計	投込圧力式水位計	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		○点検
放流水UV計	有機汚濁モニターUV計	放流ポンプ棟施設	平成25年2月	○点検	○点検
No.1次亜塩素酸貯留槽液位計	圧力式	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		○点検
No.2次亜塩素酸貯留槽液位計	圧力式	放流ポンプ棟施設	平成11年3月		○点検
全りん・全窒素計	屋内自立形(紫外線酸化分解法)	放流ポンプ棟施設	平成16年1月	○点検	○点検
余剰汚泥貯留槽液位計	圧力式	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
No.1余剰汚泥供給流量計	電磁式流量計	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
No.1汚泥貯留槽液位計	圧力式	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
No.2汚泥貯留槽液位計	圧力式	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
No.1汚泥供給流量計	電磁式流量計	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
No.1汚泥供給濃度計	加圧消泡式濃度計	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
分離液ピット液位計	圧力式	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
汚泥棟返送水量計	電磁式流量計	汚泥処理棟施設	平成11年12月		○点検
NO.1-1遠心濃縮機用凝集剤注入量計	電磁式流量計	汚泥処理棟施設	平成11年12月		○点検
NO.1-2遠心濃縮機用凝集剤注入量計	電磁式流量計	汚泥処理棟施設	平成11年12月		○点検
NO.1汚泥脱水機用凝集剤注入量計	電磁式流量計	汚泥処理棟施設	平成11年12月		○点検

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度
NO.1凝集剤タンク液位計	圧力式	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
ケーキホッパ重量計	ロードセル式	汚泥処理棟施設	平成11年12月	○点検	
No.2汚泥供給流量計	電磁流量計	汚泥処理棟施設	平成25年3月	○点検	
No.2汚泥供給濃度計	マイクロ波式	汚泥処理棟施設	平成25年3月	○点検	
No.2汚泥脱水機用凝集剤注入量計	電磁流量計	汚泥処理棟施設	平成25年3月	○点検	
凝集剤溶解タンク水位計	差圧式	汚泥処理棟施設	平成25年3月	○点検	
水位計(八木1)	投込み式水位計	八木幹線	平成19年8月	○点検	
水位計(八木1-1)	投込み式水位計	八木幹線	平成11年8月		
水位計(八木1-2)	投込み式水位計	八木幹線	平成11年8月		
水位計(八木1-3)	投込み式水位計	八木幹線	平成11年8月		
No.1流入ゲート開度計	ポテンショ式	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		○点検
No.2流入ゲート開度計	ポテンショ式	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		○点検
流入渠水位計	投込式水位計	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月	○点検	
流入水PH計	PH計	八木嶋ポンプ場施設	平成21年3月		○点検
No.1ポンプ井水位計	投込式水位計	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		○点検
No.2ポンプ井水位計	投込式水位計	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		○点検
No.1圧送弁開度計	ポテンショ式	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月	○点検	
No.1・2汚水ポンプ回転数計	ー	八木嶋ポンプ場施設	平成11年3月		
流入渠水位計	投込式水位計	向河原ポンプ場施設	平成11年3月	○点検	
ゲート開度計	ポテンショ式	向河原ポンプ場施設	平成11年3月		○点検
ポンプ井水位計	投込式水位計	向河原ポンプ場施設	平成11年3月	○点検	
汚水揚水量計	電磁式流量計	向河原ポンプ場施設	平成11年3月		○点検
放流自動採水機		水処理棟施設	平成23年1月	○点検	○点検
流入自動採水機		水処理棟施設	平成23年3月	○点検	○点検

別紙 17 本件施設の環境計測

受託者は日常的な運転管理のため、要求水準書の別紙 7 及び別紙 8 に示す「水質試験・汚泥性状試験に関する要領」及び「分析に関する要領」を実施するものとする。

別紙 18 業務委託料の見直し

1 消費税率の変更の場合

契約期間中の消費税率の変更については、消費税の変更日の後の委託者から受託者への業務委託料の支払額にこれを反映する。

2 社会経済情勢の変化による場合

契約期間中に、次の事項が生じ業務委託料が不適当となったと委託者又は受託者が認めたときは、委託者又は受託者は業務委託料の見直しを請求することができる。

なお、見直し額及び時期は、委託者と受託者が協議して定める。

(1) 法律、規則等の改正等が行われた時

(2) 契約期間内で、委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めた時

この場合、委託者又は受託者は、請求があった時は、業務委託料から当該請求時の履行部分に相応する業務委託料を控除した額（以下「変動前残業務委託料」という。）と変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額（以下「変動後残業務委託料」という。）との差額のうち変動前残業務委託料の1,000分の15を超える額につき、業務委託料の見直しに応じなければならない。

変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いた上、請求を行った日又は請求を受けた日から14日以内に設定し、受託者に示すものとする。

また、この請求は2の規定に基づいて業務委託料の見直しを行った後再度行うことができる。この場合「委託契約締結の日」を「直前の2の規定に基づく業務委託料見直しの基準とした日」とする。

(3) 特別な要因により委託業務を実施するための主要な材料等の日本国内における価格に著しく変動を生じた時

この場合、見直し額は対象とする品目毎に当初の価格（委託者が設定した実勢単価に数量、

落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象委託費の1,000分の10の額を差し引いて算出する。なお、「対象業務委託料」とは、全体業務委託料から、部分払いを行った出来高部分を除いたものとする。

ただし、品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率を乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。

なお、協議開始の日については、（2）と同様とする。

（4） 予期することのできない特別の事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた時

この場合、業務委託料の見直し額については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、（2）と同様とする。

別紙 19 保険

①受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受託者賠償責任保険等

②委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入しており、本委託期間中、これを継続する。

- ・下水道賠償責任保険
- ・建物共済

別紙 20 遵守すべき関連法令、条例等

本事業の実施にあたり、以下の関係法令等を遵守する。

関係法令等

- 1) 下水道法(昭和33年法律第79号)
- 2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- 3) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)
- 4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- 5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- 6) 消防法(昭和23年法律第186号)
- 7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- 8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- 9) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
- 10) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- 11) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- 12) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- 13) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- 14) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 15) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- 16) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- 17) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 18) 労働契約法(昭和19年法律第128号)
- 19) 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成3年法律第48号)
- 20) 京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)
- 21) 京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)
- 22) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和50年法律第49号)
- 23) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- 24) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- 25) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
- 26) 放射性同位元素等による放射線障害予防に関する法(昭和32年法律第167号)
- 27) その他関連法令・施行規則等

要綱・各種基準等

- 1) 下水道施設設計指針及び解説
- 2) 下水道維持管理指針
- 3) その他関連要綱・各種基準等